

【教育委員会定例会】会議録

会 議 名	令和6年第11回教育委員会定例会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和6年11月12日（火）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後4時3分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	中村 明慶 教育長	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員
	久保田 善彦 委員	土肥 和久 委員	
出席説明員	岩松 朋子 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	秋元 康裕 学力定着推進課長
	加藤 鉄也 支援管理課長	鈴木 淳子 教育相談課長	絵野沢 秀雄 学校運営部長
	森田 剛 学校支援課長	武内 新之介 学校施設管理課長	松本 令子 学務課長
	物江 耕一郎 青少年課長	楠山 慶之 子ども家庭部長	安部 嘉昭 子ども政策課長
	齊藤 ひろみ 子ども施設指導・支援課長	柳瀬 晴夫 保育・入園課長	樋口 清二 私立保育園課長
	小田川 佳剛 幼稚園・地域保育課長	蜂谷 勝己 学童保育課長	高橋 徹 こども家庭相談課長
	土田 浩己 生涯学習振興公社事務局長	薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長	依田 保 地域のちから推進部長
	中島 宣幸 地域文化課長	村本 浩史 スポーツ振興課長	大久保 慎也 中央図書館長
	神山 和洋 東部地区建設課長	櫻井 健 西部地区建設課長	
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	川村 淳一 教育政策担当係長	古谷 諒太 教育政策担当係長
欠 席 者	富本 保明 教育指導課長		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和6年11月12日

第11回足立区教育委員会定例会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第 11 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

—————◇—————

○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に、久保田委員、土肥委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 1 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 1、第 89 号議案「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第 89 号議案について、楠山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 4 ページをお開きください。足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付についてです。

栗島小学校と古千谷小学校の校内学童を新たに設置するために、条例の改正をさせていただきたいと考えております。

5 ページ以降、新旧対照表に記載のとおり、別表にこの 2 校を追加させていただきます。

令和 7 年 4 月 1 日の校内学童保育室新設に向けて、こちらを議会のほうに送付させていただきまして、議決いただいた後、事業者を選定していきたいと考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 89 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑いかがでしょうか。

ないようですので、これより第 89 号議案「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第 2 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 2、第 90 号議案「足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第 90 号議案について、依田地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 よろしくお願いいたします。

8 ページを御覧いただければと存じます。第 90 号議案、足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

中段でございます、第 2 条第 2 号中の「6 人」を「5 人」に改め、同第 3 号を区議会議員 2 名以内と定めたいというものでございます。

10 ページを御覧いただければと存じます。新旧対照表のほうに記載させていただいておりますが、左側の改正前、地域活動関係者を 1 人以内というものを、右側の 3 番で区議会議員 2 人以内、また、2 番の社会教育関係者を 6 人以内から 5 人以内とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 90 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

土肥委員。

○土肥委員 審議会で、この案件についての意見というよりも、ぜひ今後審議会で話し合ってほしい案件をお願いとしてお話ししたいと思います。

学校施設の開放事業のことについてなのですから、これは、かなり副校長先生の仕事に大きく関わっていることです。書類を整理して、どこの団体が何時から何時に使うとか、ここは学校で使っているからとか、そういった事務作業が、学校によっては月1回とか、2か月に1回の学校もありますけれども、大抵夜にその会議が実施されるのです。その学校開放に関わる事務作業に加え、例えば喫煙があったとか、施設が壊れたとか、車で来ているなどの駐車場の問題とか、近隣住民からのクレーム等、全て副校長が対応しているという現実があるのです。

もうこういう時代なので、ウェブ上で申し込むとか、管理をどこかの所管課で1つにまとめて対応するという方向に、なるべく早いうちに変えていただけると、学校がここに関わっていくということは私達の方ではないかなと思うので、ぜひそのあたりも話し合っていたいただきたいなと思ってのお願いです。

○教育長 地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 委員ご発言のとおり、副校長先生にはかなりのご負担を頂いているところでございます。

今回、審議会の中で議論いただくのはもちろんですけれども、その前に学校関係者の方々ですとか、利用団体の方々からご意見をお伺いして、なるべく双方の負担が減るように、データシステムを含めて様々な検討していきたいと考えてございます。

○教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第90号議案「足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第3を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第91号議案「足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について」以上。

○教育長 第91号議案について、依田地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 よろしくをお願いいたします。

91号につきましては11ページを御覧いただければと存じます。足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付についてでございます。

大規模改修の遅れに伴いまして、令和7年度、8年度の2年間の指定管理者の指定を行うためのものでございます。

今回、教育委員会にお諮りしますのは、項番1でお示しをしております足立区こども未来創造館でございます。指定管理費の見積金額につきましては、西新井文化ホール及び子育てサロン西新井を含む金額として記載をさせていただいております。

指定管理者といたしましては、現在の指定管理事業者であるみらい創造堂となっております。候補者となった理由・ポイントについては記載のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第91号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第91号議案「足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第4を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第92号議案「権利の放棄の送付について」以上。

○教育長 第92号議案について、依田地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長 よろしく願いいたします。

30ページを御覧ください。第92号議案、権利の放棄の送付についてでございます。

区立図書館等で返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってまいりましたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、返還請求の権利を放棄するものでございます。

対象といたしましては、項番1でお示ししておりますが、返却期日から10年経過した資料及び返却期日から5年超過し、かつ督促先不明になった資料に関するものでございます。

項番2の債務者及び対象資料等については記載のとおりでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第92号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第92号議案「権利の放棄の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第5を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第93号議案「令和6年度足立区一般会計第4号補正予算(案)に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第93号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料37ページをお開きください。

令和6年度足立区一般会計第4号補正予算(案)、こちらの作成に当たりまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

詳細は38ページ以降になりますが、歳入につきましては、GIGAスクール構想に基づくICTの運用支援、またICT支援等に関する補助金、歳出につきましては、認証保育所の運営費補助単価の増、また、加算項目の新設等によるものでございます。

こうした内容を踏まえまして、教育委員会としてこれに異議がないものとしてご提案をしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第93号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。

ないようですので、これより第93号議案「令和6年度足立区一般会計第4号補正予算(案)に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第6を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第6、第94号議案「東湊江小学校改築工事請負契約に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第94号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料44ページをお開きください。94号議案、東湊江小学校改築工事請負契約。こちらに関しまして、足立区長より意見を求められているものでございます。

項番 1 で契約の相手方、また、項番 2 で契約金額の記載をしております。工期でございますが、項番 8 にありますように、契約締結の翌営業日から令和 9 年 8 月 31 日までとなっております。

工事の内容でございますが、項番 10 に記載しております。今回、解体工事を含めまして、校舎の新築、そのほか関連工事を同時に契約するものでございます。

教育委員会といたしましては、契約内容を踏まえ、異議がないものとしてご提案したいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 94 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいですか。

ないようですので、これより第 94 号議案「東洲江小学校改築工事請負契約に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

次に、日程第 7 を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第 7、第 95 号議案「竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更についてに関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第 95 号議案について、岩松教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 恐れ入ります。資料 49 ページをお開きください。

第 95 号議案、竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更でございます。こちらについて、足立区長より意見を求められているものでございます。

項番 1、契約の相手方、記載がございます。

今回の契約変更の内容でございますが、中段、項番 2 と 3 の間です。ア、イで記載をしております。こちら、契約後に現場確認をしたところ、下地補修のモルタル塗りを追加したことによる増、また、ひび割れや欠損補修、塗装面積等を追加したことによる増、こちらが主な変更点となっております。

項番 2 のところで契約金額を記載しております。当初の金額から、2 回目、予定でございますけれども、今回 3,800 万円余の増額となっております。

これに伴いまして、工期のほうも変更となっております。項番 6 でございますが、1 回目とございます。当初は令和 6 年 12 月 6 日までの工期でしたが、令和 7 年 1 月 31 日までと変更になっております。

この契約内容を踏まえまして、教育委員会としてはこれに異議がないものとしてご提案したいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第 95 号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。ご質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これより第 95 号議案「竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更についてに関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することにいたします。

教育委員会事務局外の幹部職員で、以降の審議に関係しない方については、当議案の審議をもって退席とさせていただきます。お疲れさまでした。

次に、日程第 8 「教育長報告」を議題といたします。今回は、各担当からの報告事項に代えさせていただきます。ご質疑等は、全ての報告が終了しまし

たら、一括で頂くようお願いいたします。

それでは、（１）について、田巻教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長 ５２ページをお開きください。私からは「ミライの学びをデザイン」と称しまして、あだち中学生会議を開催いたしましたので、その実施結果の報告をさせていただきます。

１０月１４日に開催し、教育長、教育委員の皆様にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。全３５中学校から生徒会代表が集まって、５グループに分かれて自由闊達な議論を頂きました。

テーマについては１と２で、授業に関する視点と居心地のよい学校ということで意見を募りましたが、どのグループからも共通して聞かれた意見をまとめております。

教師主導型の授業ではなくて、生徒自ら考え、グループ活動を通して意見を交換しながら、考えを深めていく授業というのが、どの生徒からも分かりやすい、また、友達同士で分からないところを聞き合える、そういったメリットもあるといった声も頂いております。このあたり、やはり足立スタンダードを基盤とした授業改善を一層進めていく必要があると受け止めております。

また、居心地のよい学校という視点につきましては、多くの生徒が教員との心の距離を感じているといったところは共通しておりました。また、校則の、生徒会主体の見直しにつきましては、２年前に実施したところではあるのですが、当時の生徒たちも卒業していく中で、今年の生徒たちはまだまだそういった実感もないのだなというのが実感できたところです。自分たちの意見を校則の改正なりに活かしていける、そういった学校づくりが求められているといったところは感じているところですし、そういった活動を学校の中で盛り込んでいくことが子どもたちのウェルビーイング向上にも寄与するだろうといったことも考えておりますので、授業づくりの視点とウェルビーイングの向上の２点については、

教育振興ビジョンの改訂の中に盛り込んでいきたいと思っております。

また、今言ったような子どもたちの思い、生徒主体の学校運営というところは、校長会を通じて学校に、もう少しこれを報告書よりもかみ砕いた形で、生徒たちは何を求めているのかといったことは、従来の指導観からの変化も含めて、校長会を通じて促していきたいと思っております。

項番３については、久保田委員の写真を拝借しておりますけれども、各グループで取り上げられていた意見の中で主だったものを共通項としてまとめております。

また、項番４については実施後のアンケート結果ということでまとめておりますので、お目通しいただければと思います。

今回、教育振興ビジョンの改訂という視点でやりましたけれども、こういった取組は庁内で共有して、様々な施策に子どもたちの意見を盛り込めるように広げていけたらと考えております。

私からは以上です。

○教育長 次に（２）及び（３）について、岩松教育指導部長、お願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 私から、教育指導課の案件、２件、ご報告でございます。

まず、５６ページ、水泳指導の実施状況の調査の結果についてのご報告でございます。

近年暑さが厳しくなっておりまして、学校でどれぐらい水泳指導が実施できたのかという調査を改めて今年度、５月から９月末までの期間に対して実施をしたところでございます。

調査結果につきましては項番５を御覧ください。小学校につきましては、教育課程内、通常の授業で行われた水泳指導については平均９．７時間実施、また中止時数は３．４時間となっております。

中止の理由でございますが、高温だけでなく、雨であったために中止というような結果も出ております。

57ページ、イのところでございますが、これは夏季休業日に限った水泳指導だけを抜き出しております。実施の回数が3回、中止が2回となっております。いずれもほとんどが高温のための中止となっております。

中学校につきましては、実施時数、きちんと実施ができているというような結果で大きな影響はなかったと考えております。ただ、この時数をきちんと実施するに当たっては、各学校で様々な工夫をしていただいております。こういった好事例を校長会等でも周知していきたいと考えております。

続きまして、58ページでございます。今年度から実施しましたスクールロイヤーの法律相談の実施状況、中間の報告になりますが、10月11日時点で一旦区切ったご報告になります。

小学校、中学校の相談件数総計が31件となっております。ただ、この数に対する相談率としましては、約4割程度となっております。月によって差もある状況です。

(2)のところで事由別に記載をしておりますが、31件のうち3分の1以上は保護者対応のご相談となっております。

それぞれ詳細の内容を記載してございますので、御覧いただければと思います。時間数だけでなく、実際の相談後に弁護士事務所での詳細の相談を行う、また、保護者に送付するような文書をチェックしてもらうですとか、課題の解決まで継続して学校を支援していただいております。今後も多くの方に使っていただけるように、周知等を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○教育長 次に(4)について、鈴木教育相談課長、お願いします。

教育相談課長。

○教育相談課長 資料の61ページをお願いいたします。

こちら登校サポーターの従事時間の変更についてのご報告になります。

今まで登校サポーターの業務として、お子さんをおうちにお迎えに行くお迎え支援と、学校の別室の見守りをする見守り支援の2つをお願いしており、このうちの見守り支援の従事時間の拡充になります。

学校からの要望で、従事時間を拡大してほしい、あるいは、登校サポーターからの要望でももっと従事時間を拡大してほしいというご意見を踏まえまして、12月1日から時間を今までの1週間9時間というものを15時間に拡大したいと考えております。

これによりまして、学校のほうで柔軟に登校サポーターの配置について対応できるようになります。

以上です。

○教育長 次に(5)について、武内学校施設管理課長、お願いします。

学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 恐れ入ります、資料62ページをお開きください。

私からは、千寿常東小学校施設更新設計等業務委託プロポーザル選定委員会の実施について報告させていただきます。

業務の目的としましては、千寿常東小学校の老朽化に伴いまして改築をする計画でございまして、業務の内容につきましては、基本構想から基本設計までのものでございます。

業務の委託期間につきましては、令和7年8月から令和9年3月までを予定しております。その業務委託をする前に、プロポの委員の皆様で事業者の選定をさせていただければと思ってございます。

項番5のところで今後のスケジュールをお示ししております。令和7年1月に第1回選定委員会を開催いたしまして、令和7年7月、第4回選定委員会を経た後、委託事業者を決定したいというスケジュールで考えてございます。

私からは以上です。

○教育長 次に(6)から(9)までについて、松本学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長 学務課からは4件報告をさせていただき

ます。

63ページをお開きください。通学路安全マップが完成いたしましたので、こちらについてのご報告です。

もともと各学校で独自につくっていただいていたマップなのですが、学校によって情報量ですとか見やすさに差がありましたので、今回区で様式を統一化して、電子データ化したものでございます。

内容につきましては、こちらにありますとおり、通学路だけではなくて、各学校から集約しました交通・犯罪・災害の各危険箇所のコメントについても地図データ上に落としまして、こちらアイコンで表示したものをクリックすると詳細が見られるようになっております。この詳細画面につきましては、65ページにカラーでイメージ図を添付しております。

こちらにつきましては配布をさせていただくことになるのですが、まず原則として紙ではなくてスマートフォンで保護者の方たちには確認していただけるようにと考えております。

1番の新入学予定者の方に対しては、入学前にはやはり通学路の確認をしたほうが良いということで、事前に「C4thホーム&スクール」で配信をしたと考えております。

その他、在校生につきましても、学校から「C4th」を通じて配信をするような形で、改めての確認をしていただけるようにと考えているところです。

その他、「C4th」を使っていない保護者も一定数いらっしゃると思いますので、各学校と検討の上、適した方法で、紙などを使ってお配りをできたらと考えているところです。

マップデータの更新頻度なのですが、こちらは年間を通じていろいろと地域の方からや、3年に1回の通学路合同点検で上がってきた情報を区で集約しまして、年に1回データの更新を行いたいということで考えているところです。

また、課題につきましては、マップを全面的に公開するかどうか、もともとはそこに入るお子さんた

ちにお配りするというような形で考えているものですけれども、やはり防犯上、少し懸念があるというようなこともありますので、警察ですとか校長会と意見交換をしながら、慎重にこちらについては判断をしていけたらと考えております。

続きまして、66ページでございます。登下校システム「ミマモルメ」というものがありますが、10月にこちらの不具合が発生いたしました。

経緯としましては、10月1日、都民の日に全国的な不具合が生じておりまして、こちらについてメールでの通知とプッシュ通知という2パターンがあるのでございますけれども、こちらのプッシュ通知だけ遅延が生じたというものでございます。

障害の発生の原因ですけれども、ミマモルメのシステムのサーバー更新の作業の後、負荷が上昇して不具合が起きたということで聞いております。今回、区に連絡が来るのが遅れたというような状況がございましたので、再発防止のために、事業者に対しては連絡体制の整備ですとか、ルールのことについても、報告をして、やり取りをしながら改善をしていけたらと考えているところです。

項番4番に障害発生から復旧までの経緯というのを書かせていただいております。

68ページは、ミマモルメのサービスの通知の流れというものを図式化したものでございます。

続きまして、69ページです。令和6年度貧血・小児生活習慣病予防健診の実施についてでございます。

こちらは、今年度、貧血・小児生活習慣病予防健診を中学校と、また小学校5年生にも広げましてやっておりますので、そちらの日程についてのご報告です。

4番、健診日時・場所というところで、中学生は既に9月後半から11月まで、各学校で実施がスタートしております。追加健診が、今週の土曜日に学びピアで実施という形になります。

小学生につきましては、今回初めて全校に広げることなのですから、基本全ての保護者に

周知をした上で、気になるお子さん、肥満ですとか痩せの懸念があるお子さんについては、養護の先生を通じてご家庭に周知をするというような形で、お手紙をお配りするやり方で実施をするものになります。こちらは年明けの実施予定です。

70ページです。項番5番にありますけれども、生活習慣病の予防のための取組ということで、健診をするだけではなくて、中学生対象の事前指導・事後指導や、小学4年生から6年生向けの出前教室を、今年度から区の学校給食係の栄養士と学校保健係の保健師がタッグを組みまして、一緒にからだに良いおやつ、あとは生活習慣という話をクイズを交えて、身近なものとして感じていただけるような形で、働きかけをする授業を始めております。

また、チラシを次のページにつけさせていただきましたが、12月21日は講演会・個別相談会というものも実施予定でございます。

続きまして、72ページ、おいしい給食事業のPRでございます。

こちらは、おいしい給食レシピ本というのを新たに発行するというような形で、ご協力いただけるのが主婦の友さんという事業者になっております。今まであった本が絶版になっておりましてなかなか手に入らないということで、ほしいというお声も頂いたので、改めて探していたところ、事業者が協力してくれることになったものです。

こちらの発売は、来月の12月13日になります。

もう1つ、ミールキットといいまして、野菜ですとかお肉、あと、調味料がセットになっているものなのですが、足立区の給食をミールキットにしてご家庭でも楽しんでいただけるよう、事業者さんにお声がけをして、実現したものです。

今回発売予定が2種類ありまして、子どもたちに今人気なねぎ塩豚丼をまず提供したいというのと、チキンチキンごぼうというのが結構かみごたえがあるごぼうなのですが、たんぱく質を多く取れるメニューになっていますので、お子さんだけではなくて、高齢者の方にもぜひ手に取っていただけた

らということで、こちらのメニューを開発しているものです。

今月、11月22日に区長の定例記者会見でリリースになりまして、その後、発売というような流れになっております。

私からは以上です。

○教育長 次に(10)から(12)までについて、柳瀬保育・入園課長、お願いします。

保育・入園課長。

○保育・入園課長 恐れ入ります。73ページをお開きください。

令和6年、今年の10月1日の保育所、保育施設の待機児童の状況についてのご報告でございます。

10月1日現在で待機児童数74人でございました。昨年同時期が50人でございましたので、1.5倍ほどに増えてしまっているような状況でございます。

年齢的には0歳児や1歳児が増加しているという状況でございます。74ページを御覧いただきますと地域別で出しておりますが、一部の地域を除いてほとんどの地域で待機児童が出ているような状況でございます。特に0歳児が44人ということで、多くなっております。

ただ一方で、まだ空き定員が残っているところもございます。この空き定員をしっかりと利用しながら、年度途中の待機児童に対しましては、ベビーシッターの利用要請であったり、また、私立保育施設の受入れの調整等もさせていただき、できる限り待機児童を生じないように、引き続き取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

75ページから77ページにつきましては詳細な数値の資料でございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

続きまして、78ページを御覧ください。国による「子ども誰でも通園制度」の概要についてでございます。

まだ詳細については国のほうでも様々検討しているところがございますけれども、現時点で分かって

いるところのご報告でございます。

こちらは令和8年度から始まる制度でございます。0歳6か月から満3歳未満で、保育所等の施設に通われていないお子さんを対象とするものでございます。

要件としては、保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間利用ができるというような制度になります。

現在、こども家庭庁のほうで様々なデータ管理システムの構築を進めていると聞いているところでございます。

真ん中、項番2の表でございますが、こちらの誰でも通園制度と関連する施策といたしまして、今年度から始まっております。都の事業としても、多様な他者との関わりの機会の創出事業というものがございます。こちら足立区におきましては、保育所等に通われていない2歳のお子さんを対象に、私立幼稚園で月一定時間の受入れをしているものでございます。

今後につきましては、こども家庭庁のほうで、令和7年度中に誰でも通園制度が具体的になっていくというところで、それを受けて区のほうでは条例改正や事業スキームの構築をしてまいりたいと考えているものでございます。

次のページの資料が国の検討会の資料でございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

続きまして、80ページをお開きください。区立第三上沼田保育園の建設事業に伴う基本設計書について、このたびまとまりましたので、ご報告でございます。

この第三上沼田保育園ですが、都営住宅の建替えにあわせまして、江北七丁目の今の都営住宅の敷地の隣に新たに東京都から土地を無償でお借りしまして、建てるものでございます。

現在は5階建ての建物の1階に位置するものでございますが、新たな建物は単独の3階建ての構造になります。

80ページの表に施設の概要を記載させていただ

いてございますけれども、今後の将来的なこの地域の施設の更新、様々再編等も見据えて、年齢別の定員数を少し増やしていくというような考えであったり、また、受入れの保育の基準、面積の基準も旧基準から新基準に代わるというところから、延床面積は大きく、広くなるというところでございます。

あわせて3階建てということで、今後、様々な水害被害等に備えて、備蓄倉庫棟の設置をするものでございます。

園舎の工事は来年3月から予定してございまして、令和9年の1月には完成を見込んでいるところでございます。

また、別添資料でこちらの基本設計書をつけてございますので、後ほどご参考に御覧いただければと存じます。

報告は以上でございます。

○教育長 次に(13)について、蜂谷学童保育課長、お願いします。

学童保育課長。

○学童保育課長 資料の82ページをお開きください。

私からは、小学校内学童保育室の整備について報告をさせていただきます。

来年4月から新たに校内学童の拡充、あるいは新設をする学校についてご報告させていただきます。

82ページ、1番の表を御覧ください。

まず、定員を拡大する学校は3校、綾瀬小学校、千寿小学校、江北小学校でございます。いずれも現在校内学童がある学校でございますが、ほかのスペースをお借りしまして、待機児童の解消に向けて定員を増やすものでございます。

その下の2つの小学校、栗島小学校、古千谷小学校につきましては、隣接する学童保育室が今年度末をもって閉鎖をいたしますので、その代わりとして、新設として学校内に新たに学童保育室を設けるものでございます。いずれも定員の増員という形になってございまして、この表のとおりでございます。

今後につきましては、小学校の利用に当たりまして、セキュリティ等について詳細を詰めてまいりた

いと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ただいま各所管から報告事項がありました。

これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

土肥委員。

○土肥委員 3点あります。

1つ目が、学務課さんの通学路安全マップのことなのですけれども、非常によいことをしてくれたと思っています。

通常だとこれは、小学校の4月当初の引き取り訓練のときに、学区域の地図を渡して、通学路を通って帰ってもらって、保護者と子どもが危険な箇所がさらに増えていないかとか、もうここは安全なのではないかというのをその地図に書き込んで、それを担任が集めて、担当が集約して、A小学校の安全マップというのを完成させ、提出するというような流れがあります。新1年生の保護者にとっては、実際に入学するまでなかなか分からないのが、タブレットやスマホで見られるこの形にしてくれると、幼稚園や保育園にいるときから、ここが危険な場所なのだなという点も分かります。親御さんの中には、事前に通学路を歩いて、どれぐらいの時間がかかるかとか、ちゃんとやってくれる保護者の方もいらっしゃるのですが、そういう意味ではデジタルに変えてくれるというのは、教員の負担軽減にもなりますし、保護者もすごく喜ぶのではないかなと思いました。これが1点目です。

2点目は、中学生会議のことなのですけれども、非常に中学生がざっくばらんにいろいろなことを話してくれて、とても楽しいというか、有意義な2時間でした。

この場でこの子たちが言った中で非常に印象に残っているのが、教師主導の授業をやめてほしいということ。それと、先生によってルールの解釈が違う、注意の仕方が全く違うというのを何とかしてほしいということ。

そして、タブレットが使えない先生は、ごまかすのをやめて研修に行ってくださいという、この3点です。

これで大きな笑いが起きて、本当にまさにそのとおりだと、これを現場の先生にいかにか伝えるかということが、一番のキーポイントなのではないかなと私は思っています。

昨日の公開授業の最後で話をしてくれということでは私は少し話をしたのですが、ぜひこれを校長会だけではなくて、何とか実際中学校の担任レベルまでうまく落とし込めるようなことをしていただいて、タブレットの研修をするということと、ルールの解釈は先生によって違うというのをやめてほしいとか、授業改善してほしい。一方的なしゃべりまくる授業はやめてくれみたいな、こういう切なる声を聞いてほしいなど。

中学生はやはり内申点を気にしています。だから、先生の前では黙って聞いていると思うのですよ。だけれども、ざっくばらんに好きなこと言っていよいという雰囲気です。そういうことが出るということは、多分相当の生徒たちが腹の中で思っていることだと思うので、ぜひ多くの中学校の先生に理解していただきたいなと思いました。

最後、水泳のことです。これは来年に向けてぜひ考えておいてほしいなと思っているのですけれども。小学校と中学校の指導日数に大きな差はなく、学習指導要領に指定された水泳指導の時数から計算すれば全く問題はないところなのですが。例えば、時数調整で中止にしたというのは、中学校はゼロで、小学校が16%弱あるというのは、意味は分かるのです。

つまり、中学校は水泳のための時間割調整しないで、体育の授業の中で水泳指導をしているので、当然その時数なので、時数調整する必要がないと。それに対して小学校というのは、水泳の時期は、水泳の時間割編成をするので、学年で入るとか、低学年とか中学年のブロックで入るため、全部入ったら体育をやり過ぎてしまうので、これを調整しているの

だろうと思うのです。

しかし、気になるのは、高温で中止にする割合が、中学校は13%に対して小学校が40%あるという。足立区で同じ天気、小学校と中学校で天気とか気温は違うわけではないのに、これだけの差が出るというのは、やはり指導課のほうでなぜかというのをきちんと分析をしてほしいです。

中学生は体力があるから、多分中学校の体育科の先生が、様々な工夫をして、授業の前に水をプールの中に入れて水温を下げるとか、周りに水を徹底的にまいて気温を下げる工夫をしつつの実施だと思うのですね。

それに対して、小学校の先生は、これは予想になりますけれども、基準値にちょっとでも触れていたらやめろとか、そういうようなルールを純粹に全て守ってしまってこういう結果になっているのだと思うので、ぜひ、小学6年生と中学1年生の体力差とか、そういうことを考えたり、水の注入とかを考えたりして、中学校はプールに入っているのに、何で6年生はプールに入れないんだというようなことがないように、周知徹底をしていただければなと思っています。

以上です。

○教育長 学務課長。

○学務課長 非常に励みになります。ありがとうございます。今後も、よく改善していけるように取り組んで参ります。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 中学生会議の結果については、何か分かりやすい形で、現場の教員に結果をお伝えしていきたいと考えます。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 水泳の指導のことです。学校で様々な工夫をしていただいているということも今回、自由記載欄のところに記載をしていただいております。分析とともに、こういった好事例はきちんと学校にもお伝えしていきたいなと思います。

○教育長 よろしいですか。

早川委員。

○早川委員 私も土肥先生と重なってしまうかもしれませんが、中学生会議のことです。

子どもたちは、結構びっくりするぐらい学校のことをよく考えていて、自分たちの意見がすぐ反映されるわけではないということもよく分かっている。それから、予算ありきのことで、お金の問題も、足立区は一生懸命やってくれているけれどもなかなかだとか、そういうこともすごく分かっていました。

その上で、どうしても言っていたいことということで、校則を変えてくれとか、そういうのはもちろんいろいろな学校の都合もあるでしょうけれども。ひとつに、最初カーテンの話が出たのです。カーテンの丈が違ふとか、そんなことはしょうがないだろうと思いつながら聞いていたのですが、よく聞いたら、カーテンが遮光カーテンでなく、レースのカーテンなのだと。それにより、授業でパソコンを使う際にとっても見にくくなっていると。それから、遮光カーテンを使えば節電とか節約で、足立区も少しそういうのがいいのではないかと、そこまで考えて発言していたりしていました。

実際に遮光カーテンを何時間使うといくら得になるとか、そういうことまではもちろん計算はしていませんでしたけれども、そういう意見であれば、その子たちの意見も予算に盛り込んで、あなたたちの意見もこういう形でこういうふうになったよ、などということも、真剣な会議をやってくれたのだという、大人への信頼も含めて落とし込んでほしいかなと思います。

それから、これはいつの時代もあることなのかもしれませんが、先ほど土肥先生も何とか現場の先生に落とし込んでほしいといった中で、片方がAで、私がB、でも、テストの点数が変わらない。どうして相手が5で私が4なのかが分からない。子どもたちのところには成績だけが来るので、どこが悪いかというところが分からないです。どこを努力したら自分の点数をもっと上げられるのかとか、そういうことも考えていました。

先生に聞きに行った子もいたけれども、先生は答えてくれなかった。それは何たることかと思えますけれども、そこではっきり言えばいいのとも思いますが。そういうファジーなことというか、子どもたちも一生懸命やろうとして、どこが悪いのですかと聞いても、そこははっきり分からないというようなことが、さっきの内申書の点数を気にするということでも関係してくると思うのですけれども。そこをやはりもう少し現場の先生に分かっていただきたいなど、子どもを誤魔化す時代はもう終わったなあとすごく思いました。

以上です。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 カーテンの話もありましたけれども、関係所管にもこの話は伝えております。もし予算に盛り込むような結果になったら、そういった結果のフィードバックも、教員だけではなくて、生徒たちにも伝わるような形で考えていければと思います。

○教育長 学校支援課長。

○学校支援課長 遮光カーテンの話がありまして、該当の学校のほうにも聞き取りしましたので、予算も関連することですので、学校と協議しながら、できることは対応してまいりたいと思います。

○早川委員 お願いします。

○教育長 ほかいかがでしょうか。

久保田委員。

○久保田委員 連続で中学生会議についてです。

大変楽しく子どもたちと話をすることができました。ここにいると大人の声ばかりなので、やはり当事者の声は非常に重要だなと感じました。

先ほどあったように、生徒は、教師主導でなく、子どもが主体になる学びがいいと述べています。来ている子たちがある程度能力が高いからだという話もあると聞きますが、この子たちは、自分たちはみんなの代表だと思って意見を言っているのです、先生方にしっかり理解していただきたい。それは子ども達の切なる願いであることを理解してほしいと思います。

非常に楽しかったので、小学生対象に実施してもよいのではないかと思います。今回は、教育振興ビジョンという目的がありました。それがなくても、小中それぞれの子どもの声を時々聞くべきだと思います。声の反映をどこまでできるか分かりませんが、聞くだけでも我々も学びになるのかなと思います。ご検討いただけるとありがたいと思います。

2点目です。スクールロイヤーですが、これ今年度からですね。この相談件数は、上限にはまだ余裕があります。どういう事例があるのか、どの程度の事例で相談できるのかなど、多くの校長先生にも知っていただきたい、気軽にとは言いませんが、相談が遠慮なくスムーズにできるようになるといいと思います。検討ください。

○教育長 教育政策課長。

○教育政策課長 この子たちは上の子だからではなくて、学校を代表して来ている生徒たちの声だということは、理解いただけるように学校には周知していきたいと思います。

あわせて、小学生の声も聞きたいというご意見も含めて、これは開かれた教育委員会活動の一環として捉えて、私どもだけではなかなか扱うテーマも出てこないかもしれませんが、関係所管の意見も聞きながら検討していきたいと思っております。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 ご意見ありがとうございます。こういった状況を先生方に知ってもらうのも1つの方法かなと思っています。まだまだ空きもありますし、活用してもらえる枠もありますし、差し支えない範囲で事例なども交えてご案内ができるとなおいのかと思いますが。指導課と相談をして進めてまいりたいと思います。

○久保田委員 よろしくをお願いします。

○教育長 倉橋委員。

○倉橋委員 千寿常東小学校の施設更新についてです。

この間、東綾瀬中に行ったときに、全体的にきれいになってすごくいいのだけれども、こういうところが何かちょっととか、例えば校長室に歴代の校長

先生とかPTA会長の写真を飾るための釘がないとか。あと、壁が白いのはいいのだけれども、テープがついてくなくて貼りづらいのですとか。ここがよかったといった希望がいろいろと出てくるのです。

既に改築はいろいろなところでしているわけではないですか。そういった際の改善点がどれだけ次の設計のときに生きているのかというのが、あまり感じられないなど。これだけいろいろと学校を建てていて、デザインはすごくいいし、すごいお金かけてるのに、そういうところが改善されていないのはもったいないと思いました。

一昨年でしたか、改築だったり、新築に対して、専門家を入れて、1,000万円ほどかけてやりましたよね。それがどう生きているのかが、どうも見えてきていないというのが正直な話なので。せっかくお金もしっかりかけて改築だったりをしていらっしゃるはずなので、まず東遡江小のとき、それから、常東小でも、その辺をしっかりと反映していただきたいです。今まで建てた鹿浜未来小や、江北小、東遡瀬中といった例もありますから、現場の先生たちの意見を聞いて、よかった点、悪かった点をしっかりと次に生かしていただきたいと思います。

あともう一点、保育所の利用状況なのですけれども、待機児童74人と、残念ながら人数が増えてしまっているというのと、地域間格差が激しいのかなと。受入れ可能数が千住地域は、特に0歳児をはじめ、全体的にすごく、空きが多いのかなと思うのです。どうしてもそう考えると、六町とか鹿浜地域が少ないというのが。ここら辺の地域間格差について、千住地域はもうしょうがないのかなと思うのですけれども、何かお考えがありますか。何か対策があれば、よろしくお願いします。

以上です。

○教育長 学校施設管理課長。

○学校施設管理課長 まず1つ目のご質問、改築のたびに出てくる課題を共有されているのかというご質問ですが、設計のタイミング、もしくは工事のタイミングで、そういったご要望があれば、すぐ反映さ

せるようなことを、我々と校長を中心に進めているところです。改築のたびにそういった情報については、校長からも話があるし、庁内でも共有しているところですが、改めてその点、今後改築する学校については、先ほどの話ですと校長室のレールのところの話も、実際に東遡瀬中の校長から話がきていますので、漏れなく次に生かせるように進めてまいりたいと思います。

○倉橋委員 お願いいたします。

○教育長 保育・入園課長。

○保育・入園課長 今ご質問ありました地域別の受入れ可能数、ばらつきがあるのが現状です。なかなか、年度によっても動きがあるのと、今ご指摘があった六町や鹿浜は、今年度、年度当初で既にいっぱいになっていて、若干の待機児童が出ていた地域でございました。

できる対策としては、年度途中では、例えば小規模保育施設は、0歳から2歳までを受け入れている中で、施設によっては、区からの働きかけで多少受入れの調整をしていただけるという施設も出てきておりますので、そのようなあたりもご協力を頂きながら、できる限り待機児童が出ないような対策を引き続き取ってまいりたいと考えているところでございます。

○倉橋委員 よろしくをお願いいたします。

○教育長 学校運営部長。

○学校運営部長 今倉橋委員からお話あった1,000万円の補正予算の検討の件なのですけれども、あれは内装云々ではなくて、足立区の学校の建て替えに関してかなりお金がかかっているということで、この分析と軽減、安くするためにどうすればいいのかということで、補正予算を取らせていただきまして、約600万円ほどのお金をかけて分析をさせていただいたものでございます。

具体的にいきますと、練馬区と足立区とのコスト分析をした結果、平米当たりの単価はほぼ変わらないと。ただし、足立区は面積を非常に大きくつくっているのです。例えば、東遡瀬中は1万5,000

平米ぐらい延床があります。それから、東湊江小も 1 万平米ほど延床を取るような恰好になる一方、練馬区については 8, 0 0 0 平米ぐらいで収めようというような、学校自体、そういう考え方が違うので、いざ建ってみると、お金が足立区は総額で高くなってしまうということが分析の結果分かったということと。

あとは、どうやったらコストが下げられるか等の提案を頂いた委託事業ということになっておりますので、内装をどうするかというより、過去の経緯を分析したものではないということと。

もう一点、昨年、東綾瀬中の改築実行委員会というものもほぼ毎月のように開いて、地域の皆さんのご意見を聞きながらあの学校は建っているという状況です。例えば内装を何色にしようとか、外装を何色にしようとか、部屋の間取りをどうするか。そういうことを事細かく、毎回 2、3 時間かけて議論した中で、実際建ってみると、色合いに関しては、表面で見た色と壁一面になったときとは大きく印象が違いますので、そこについては我々も経験値があるので、実際建ってみるとこうなりますよという話をさせていただいているのですけれども。この色がいいと決まってみて、いざつくってみると、かなり白が強いとか、そういう結果にはなることはあります。

そのあたりはまた、東湊江小学校もこの間改築実行委員会が立ち上がって検討していきますので、事細かく、我々の経験の中で助言ができればと思います。ご意見ありがとうございます。

○教育長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにないようですので、報告事項は終了いたします。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第 1 1 回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 3 分閉会

令和 6 年 第 1 1 回 足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和 6 年 1 1 月 1 2 日 火曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 教育委員会室

1 議 事 日 程

			頁
日程第 1	第 8 9 号議案	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について……………	3
日程第 2	第 9 0 号議案	足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則……………	8
日程第 3	第 9 1 号議案	足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について…	1 1
日程第 4	第 9 2 号議案	権利の放棄の送付について……………	2 9
日程第 5	第 9 3 号議案	「令和 6 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について……………	3 6
日程第 6	第 9 4 号議案	「東湊江小学校改築工事請負契約」に関する教育委員会の意見について……………	4 3
日程第 7	第 9 5 号議案	「竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について……………	4 8
日程第 8		教育長報告	

2 報 告 事 項

- (1) ミライの“学び”をデザイン！「あだち中学生会議」の実施結果について
《田巻 教育政策課長》 5 2
- (2) 「令和 6 年度水泳指導実施状況調査」報告について
《岩松 教育指導部長》 5 6
- (3) スクールロイヤー法律相談の実施状況と周知について
《岩松 教育指導部長》 5 8
- (4) 登校サポーターの従事時間変更について
《鈴木 教育相談課長》 6 1
- (5) 千寿常東小学校施設更新設計等業務委託プロポーザル選定委員会の実施について
《武内 学校施設管理課長》 6 2
- (6) 通学路安全マップの完成及び配付について
《松本 学務課長》 6 3
- (7) 登下校通知メールシステム「ミマモルメ」のシステム障害について
《松本 学務課長》 6 6
- (8) 令和 6 年度貧血・小児生活習慣病予防健診の実施について
《松本 学務課長》 6 9
- (9) おいしい給食事業の P R について
《松本 学務課長》 7 2

(10) 令和6年10月1日の保育所等利用待機児童の状況について	《柳瀬 保育・入園課長》	73
(11) 国によるこども誰でも通園制度の概要について	《柳瀬 保育・入園課長》	78
(12) 第三上沼田保育園建設事業に伴う基本設計書について	《柳瀬 保育・入園課長》	80
(13) 小学校内学童保育室の整備について	《蜂谷 学童保育課長》	82

3 情報連絡事項

(1) 「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」第3回目の実施結果について	[教育相談課]	83
(2) 「奨学金・教育ローン説明会」の開催結果について	[学務課]	85
(3) 令和6年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施結果について	[青少年課]	86
(4) 令和6年度「あだち子ども将棋大会」の実施について	[青少年課]	87
(5) 事業実施報告・実施予定	[青少年課]	88
(6) 「令和6年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について	[私立保育園課]	89
(7) 事業実施報告・実施予定	[生涯学習振興公社]	90

第 8 9 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部
を次のように改正する。

別表に次のように加える。

足立区立栗島学童保育室	東京都足立区青井六丁目 1 3 番 1 0 号
足立区立古千谷学童保育室	東京都足立区古千谷本町四丁目 1 2 番 1 6 号

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。

（提案理由）

栗島学童保育室及び古千谷学童保育室を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第 8 9 号議案説明資料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件名	足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例の送付について	
所管部課名	子ども家庭部学童保育課	
内 容	1 改正の理由 栗島学童保育室及び古千谷学童保育室を栗島小学校及び古千谷小学校内にそれぞれ設置する必要があるため。	
	2 主な改正内容 別表に次のように加える。	
	足立区立栗島学童保育室	東京都足立区青井六丁目 1 3 番 1 0 号
	足立区立古千谷学童保育室	東京都足立区古千谷本町四丁目 1 2 番 1 6 号
	3 新旧対照表 P 5 ～ 7 のとおり	
	4 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日	
	5 今後の方針 令和 7 年 4 月開設に向けた事業者選定について、遺漏のないよう進めていく。	

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例（案）

改 正 前		改 正 後	
○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号 第 1 条～第 1 3 条 （略）		○足立区立学童保育室条例 昭和51年 3 月31日 条例第22号 第 1 条～第 1 3 条 （略） <u>付 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 <u>（経過措置）</u> 2 この条例により設置する学童保育室に係る入室の申請、承認その他入室に関する手続については、施行日前においてもこの条例による改正後の足立区立学童保育室条例の規定の例により行うことができる。	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号	足立区立しまねっ子学童保育室	東京都足立区島根三丁目28番11号
足立区立なかよし学童保育室	東京都足立区中川四丁目41番27号	足立区立なかよし学童保育室	東京都足立区中川四丁目41番27号
足立区立花畑第一学童保育室	東京都足立区花畑一丁目29番 1 号	足立区立花畑第一学童保育室	東京都足立区花畑一丁目29番 1 号
足立区立湊江第一学童保育室	東京都足立区保木間三丁目27番 1 号	足立区立湊江第一学童保育室	東京都足立区保木間三丁目27番 1 号
足立区立湊江第一ビリーブ学童保育室		足立区立湊江第一ビリーブ学童保育室	
足立区立竹の塚学童保育室	東京都足立区竹の塚二丁目25番17号	足立区立竹の塚学童保育室	東京都足立区竹の塚二丁目25番17号

改 正 前		改 正 後	
足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目22番1号	足立区立みどり学童保育室	東京都足立区扇三丁目22番1号
足立区立みどり第二学童保育室		足立区立みどり第二学童保育室	
足立区立せきや学童保育室	東京都足立区千住関屋町16番1号	足立区立せきや学童保育室	東京都足立区千住関屋町16番1号
足立区立足立学童保育室	東京都足立区足立三丁目11番5号	足立区立足立学童保育室	東京都足立区足立三丁目11番5号
足立区立ゆずりは学童保育室	東京都足立区西保木間四丁目2番1号	足立区立ゆずりは学童保育室	東京都足立区西保木間四丁目2番1号
足立区立中島根学童保育室	東京都足立区島根二丁目9番22号	足立区立中島根学童保育室	東京都足立区島根二丁目9番22号
足立区立亀田学童保育室	東京都足立区西新井栄町一丁目1番1号	足立区立亀田学童保育室	東京都足立区西新井栄町一丁目1番1号
足立区立新田学園第二学童保育室	東京都足立区新田三丁目30番16号	足立区立新田学園第二学童保育室	東京都足立区新田三丁目30番16号
足立区立東栗原学童保育室	東京都足立区一ツ家三丁目20番1号	足立区立東栗原学童保育室	東京都足立区一ツ家三丁目20番1号
足立区立千寿学童保育室	東京都足立区千住宮元町6番1号	足立区立千寿学童保育室	東京都足立区千住宮元町6番1号
足立区立さかえっこ学童保育室	東京都足立区西新井栄町三丁目1番21号	足立区立さかえっこ学童保育室	東京都足立区西新井栄町三丁目1番21号
足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号	足立区立新田学園学童保育室	東京都足立区新田三丁目34番2号
足立区立つばみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号	足立区立つばみ学童保育室	東京都足立区西新井四丁目34番1号
足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号	足立区立江北五色のさくら学童保育室	東京都足立区江北四丁目21番1号
足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号	足立区立さくら学童保育室	東京都足立区綾瀬三丁目12番15号

改正前		改正後	
足立区立鹿浜未来学童保育室	東京都足立区鹿浜五丁目18番1号	足立区立鹿浜未来学童保育室	東京都足立区鹿浜五丁目18番1号
		<u>足立区立栗島学童保育室</u>	<u>東京都足立区青井六丁目13番10号</u>
		<u>足立区立古千谷学童保育室</u>	<u>東京都足立区古千谷本町四丁目12番16号</u>

第 90 号議案

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する
規則

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則（平成 22 年足立区教育
委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「6 人」を「5 人」に改め、同条第 3 号を次のように
改める。

（3） 区議会議員 2 人以内

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校開放事業の諸課題について議論するため、審議会委員構成を変更
する必要があるため、この規則案を提出いたします。

第 9 0 号議案説明資料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課
内 容	1 改正の理由 学校開放事業の制度見直しに向け、審議会への諮問を検討している。現在の諸課題について議論するためには、当該審議会の委員構成を変更することが望ましいと考えたため。 2 主な内容（詳細は、P 1 0 新旧対照表のとおり） 第 2 条第 2 号中「6 人」を「5 人」に改め、同条第 3 号を次のように改める。 （3） 区議会議員 2 人以内 3 施行年月日 公布の日から施行する。

足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
○足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則 平成22年 8 月25日教育委員会規則第11号	○足立区学校開放事業審議会設置条例施行規則 平成22年 8 月25日教育委員会規則第11号
第1条（省略） （委員）	第1条（現行のとおり） （委員）
第2条 条例第3条第1項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、足立区教育委員会が委嘱する。 （1） 学校教育関係者 4人以内 （2） 社会教育関係者 <u>6人以内</u> （3） <u>地域活動関係者 1人以内</u> （4） 公募による区民 4人以内 （5） 学識経験者 1人以内	第2条 条例第3条第1項に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、足立区教育委員会が委嘱する。 （1） 学校教育関係者 4人以内 （2） 社会教育関係者 <u>5人以内</u> （3） <u>区議会議員 2人以内</u> （4） 公募による区民 4人以内 （5） 学識経験者 1人以内
第3条～第6条（省略） 付 則 この規則は、公布の日から施行する。	第3条～第6条（現行のとおり） 付 則 <u>（平成22年 8 月25日教育委員会規則第11号）</u> この規則は、公布の日から施行する。 <u>付 則（令和 6 年●月●日教育委員会規則第●号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

第 9 1 号議案

足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について
足立区こども未来創造館の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 施設の名称 | 足立区こども未来創造館 |
| 2 指定管理者 | 住 所 東京都足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号
名 称 みらい創造堂
(2 社共同事業体)
代表者 ヤオキン商事株式会社
代表取締役 伊藤 治光 |
| 3 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで |

(提案理由)

足立区こども未来創造館の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 9 1 号議案説明資料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区こども未来創造館の指定管理者の指定の送付について
所 管 部 課 名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、令和 6 年第 4 回足立区議会定例会における議決を経て指定管理者として指定する。 ※ 審査会において、足立区こども未来創造館、足立区西新井文化ホール及び子育てサロン西新井の指定管理者の候補者の選定審査を併せて行った。 1 対象施設 (1) 名 称 足立区こども未来創造館 (2) 所 在 地 足立区栗原一丁目 3 番 1 号 (3) 施設概要 貸室（レクホール、音楽室等）、ネット遊具、プラネタリウム等 2 指定管理料【見積金額】（西新井文化ホール、子育てサロン西新井含む） ① 非精算 5 5 3, 2 0 6, 0 0 0 円（税込） ② 要精算（光熱水費、小破修繕費）1 0 8, 0 8 2, 3 0 0 円（税込） ③ 合計（①＋②） 6 6 1, 2 8 8, 3 0 0 円（税込） ※ 上記は令和 7 年度から令和 8 年度までの各年度 ※ 前回選定時（令和 4 年度）指定管理料 5 7 3, 0 6 6, 8 9 5 円（税込） 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（2 年間） 4 指定管理者の候補者 (1) 事業者名 みらい創造堂 (代表者 ヤオキン商事株式会社 代表取締役 伊藤 治光) (2) 所在地 東京都足立区足立四丁目 2 8 番 1 0 号 5 応募事業者数 1 事業者 6 現在の指定管理者 候補者に同じ 7 候補者となった理由・ポイント 経験が豊富で、安定した運営が見込め、こども未来創造館、西新井文化ホール及び子育てサロン西新井の 3 館一体的な運営となるような配慮が感じられた。

8 候補者となった経過

(1) 公募

令和6年4月25日～同年6月12日

(2) 財務状況調査の結果

事業者名		財務状況調査結果
みらい創造堂		
代表 団体	ヤオキン 商事 株式会社	適合 【税理士コメント】 財務安定性に問題はない。固定比率や経常利 益率が低いことが気になる。持続可能性はあ るが推移は注意してみていく必要がある。
構成 団体	株 式 会 社 協栄	最適 【税理士コメント】 いずれの数値も優良で財務安定性は高い。持 続可能性も高い。

※ 共同事業体の場合は、代表団体の調査結果で判断する。

(3) 選定審査会

ア 審査会開催状況

開催	開催日	内 容	審査事業者数
第1回	令和6年3月26日	選定方法や評価項目等の確認	
第2回	令和6年7月24日	第一次選考（書類選考）	1事業者
第3回	令和6年8月26日	第二次選考（プレゼンテーション、ヒアリング）	1事業者

イ 委員構成（計6名）

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	【会長】 渡 辺 千 歳	東京未来大学こども心理学部教授
	酒 井 雅 男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
区 民	工 藤 隆 朗	足立区立小学校PTA連合会 元副会長
	四 宮 淳 司	足立区少年団体連合協議会 会長
区職員	松 野 美 幸	総務部長
	楠 山 慶 之	子ども家庭部長

ウ 審査項目及び審査結果
P 1 6 ～ 2 8 参照

(4) 労働条件審査等

「足立区の指定管理者選考における労働条件審査の実施に関する要綱」第2条第2項では「選定候補者が、選定候補者となった日の4年前の日の属する年度の初日から当該労働条件審査を実施するまでの間に同様の審査を受けて適正であったことを確認できる場合は、労働条件審査を省略することができる」と記載されている。

本件事業者は、令和4年度に実施した労働条件審査の結果、合格となっており、令和6年度の実施は省略する。

【参考】 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与

ア 平均勤続年数

事業者名	平均勤続年数 (令和4年)	平均勤続年数 (令和6年)
ヤオキン商事株式会社	8年7か月	9年7か月
株式会社協栄	12年6か月	14年

イ 平均給与（月額）

事業者名	平均給与（月額） (令和4年参考)	平均給与（月額） (令和6年)
ヤオキン商事 株式会社	管理職 423,000円	管理職 433,777円
	常勤職員 225,000円	常勤職員 235,871円
	非常勤職員（月額制） 対象労働者なし	非常勤職員（月額制） 対象労働者なし
	短時間労働者（時給制） 1,094円	短時間労働者（時給制） 1,220円
株式会社協栄	管理職 428,982円	管理職 434,538円
	常勤職員 219,432円	常勤職員 230,368円
	非常勤職員（月額制） 61,268円	非常勤職員（月額制） 67,517円
	短時間労働者（時給制） 1,096円	短時間労働者（時給制） 1,149円

	※ 東京都の最低賃金基準は、令和４年１０月１日時点で１，０７２円、令和６年１０月１日時点で１，１６３円。足立区公契約条例における令和４年度労働報酬下限額は１，０９４円、令和６年度労働報酬下限額は１，２１９円。 上表における短時間労働者の時給額は事業者全体の金額であるが、株式会社協栄の足立区における現場職員の令和６年度の時給額は、１，２５５円であり、都最低賃金労働報酬下限額、足立区公契約条例における労働報酬下限額とも基準を上回っている。 ９ 今後の方針 本教育委員会定例会及び令和６年第４回足立区議会定例会において本議案が可決された際には、区長、教育長と指定管理者との間で協定書を締結し、令和７年４月１日から指定管理者による管理運営業務を実施する。
--	--

足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会選定結果集計表

選考区分		第一次選考(令和6年7月24日 開催)											
評価項目		組織の安定性		運営の安定性		事業計画の内容			区内事業者への割合加点 (総得点の2～5%)	ワークライフバランス推進企業への割合加点(総得点の2%)	第一次合計	第一次結果	
		経営の安定性	施設運営の実績	職員研修体制	見積金額の妥当性	施設の目的に合致した計画内容・運営方針	運営に関する効果的な提案	利用者意見の反映と満足度の向上					
配点		60	60	60	60	60	60	60	(%)		420	得点率	合否
	小計	120		120		180			(点数)				
みらい創造堂		43	42	39	44	46	42	40	5%		310	73.81%	合格
		小計	85		83		128						

【第一次選考の結果】

得点率6割を満たした「みらい創造堂」が第二次選考の対象となった。

足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会選定結果集計表

選考区分		第二次選考（令和6年8月26日 開催）																				順位		
評価項目		施設の 管理運営体制					施設運営の取組み 方針			利用者 の利便 性	個人 情報 の取 扱い	地 域 と の 係 づ り	事業実施内容					接客	責 任 者 の 資 質	合計〔A〕	減点〔B〕 （総得点の2～5％）		第2次合計（A＋B）	第2次結果
		情報発信力	トラブル対処方法と防止策	危機管理体制	指揮命令系統と運営体制	業務遂行能力	【こども未来創造館】 ・施設理念を取り入れた魅力ある取組方針	【子育てサロン西新井】 ・施設理念を取り入れた魅力ある取組方針	【西新井文化ホール】 ・施設理念を取り入れた魅力ある取組方針	利用者意見の反映・満足度の向上	個人情報の取り扱い	地域との関係づくり	事業調整	こども未来創造館事業	子育てサロン西新井事業	西新井文化ホール事業	管理運営、企画事業に関する新たな提案	接客サービス	統括責任者の資質					
配点		120	60	60	60	60	30	30	60	120	60	60	60	420	30	90	60	60	60	1500	(%)	1500	得点率	
	小計	360					120			120	60	60	660					60	60		(点数)			
みらい 創造堂		96	43	42	42	45	25	25	45	82	43	46	43	318	27	68	42	44	44	1120	0	1120	74.67%	1位
	小計	268					95			82	43	46	498					44	44		0			

【第二次選考の結果】

得点率7割を満たした「みらい創造堂」が指定管理者の候補者となった。

指定管理者の候補者の概要

こども未来創造館・西新井文化ホール・子育てサロン西新井

団体名（代表団体）	ヤオキン商事株式会社（代表取締役 伊藤 治光）
① 主たる事務所の所在地	東京都足立区足立四丁目２８番１０号
② 設立年月日	１９５２年１１月
③ 現在の資本金	３，０００万円
④ 役員名簿	代表取締役 伊藤 治光 取締役 伊藤 直子 取締役 伊藤 祐太郎 取締役 伊藤 幸典 監査役 伊藤 絹代
⑤ 事業概要	１ 指定管理者事業、委託業務事業 公共施設（学習センター・図書館・スポーツ施設等）の総合管理運営、学校用務、施設内警備、建築物空気環境測定業務、清掃業務、イベント企画・運営 ２ エネルギー・燃料関連事業 環境防災型セルフガソリンスタンド事業、家庭用燃料（ＬＰガス・灯油）の販売、太陽光発電事業 ３ 自動車関連事業 自動車の修理・整備・钣金、民間車検場、新車・中古車の販売、リース、レンタカー損害保険販売、特殊車両の製造販売 ４ 住宅設備事業 キッチン・浴槽のリフォーム、冷暖房器具の売施工、太陽光パネル・ＩＨ製品の販売施工 ５ 不動産事業
⑥ 区内における 指定管理の実績	生涯学習センター 舎人地域学習センター、舎人図書館 竹の塚地域学習センター、竹の塚図書館 中央本町地域学習センター、中央本町体育館、やよい図書館 鹿浜地域学習センター、鹿浜体育館、鹿浜図書館 平野運動場 ギャラクシティ
⑦ 他自治体における 指定管理の実績	上戸田地域交流センター、戸田市立図書館上戸田分館 狭山台図書館 相模原市立東林ふれあいセンター いちはら子ども未来館 等

指定管理者の候補者の概要

こども未来創造館・西新井文化ホール・子育てサロン西新井

団体名（構成団体）	株式会社協栄（代表取締役 山田 賢治）
① 主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋牡蠣殻町2丁目13番9号
② 設立年月日	1964年5月
③ 現在の資本金	9,750万円
④ 役員名簿	代表取締役 山田 賢治 取締役 石津 保美 常務取締役 山田 文夫 取締役 本橋 知 常務取締役 本山 良久 監査役 山田 幸男 常務取締役 綿引 昇 監査役 渡部 博
⑤ 事業概要	1 指定管理事業 ニュー・パブリックマネジメントの手法で発注される公共施設の管理運営 2 総合清掃業務 日常・定期・臨時清掃、院内清掃、害虫防除業務、特殊清掃 3 設備運転保守管理業務 常駐設備保守管理、各種設備機器の保守点検業務、空気環境測定業務、貯水槽清掃業務、水質検査業務 4 警備保安業務 施設警備業務、防災センターの管理、駐車場管理業務 5 美術館、ミュージアム管理業務 監視業務、来場者案内、発券・券売・改札、クロークサービス 6 スポーツ施設管理事業 野球場・サッカー場等の屋外施設の管理、体育館・トレーニング施設・プール等の屋内施設の管理、プール監視業務 7 ホールサービス事業 インフォメーション、コンシェルジュ、クローク、入場券販売管理等の各種ホール業務 8 イベント運営事業 イベント会場内外の警備・案内・清掃、イベント企画・制作・演出、入場券の販売・管理、イベント会場の設営
⑥ 区内における 指定管理の実績	ギャラクシティ 生涯学習センター
⑦ 他自治体における 指定管理の実績	カヌー・スラロームセンター、萩中公園水泳場、新横浜公園（日産スタジアム）、さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場、上尾市健康プラザわくわくランド、上尾市戸崎公園パークゴルフ場、柏市スポーツ施設、鎌ヶ谷市スポーツ施設、白井市民プール、藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニス場 等

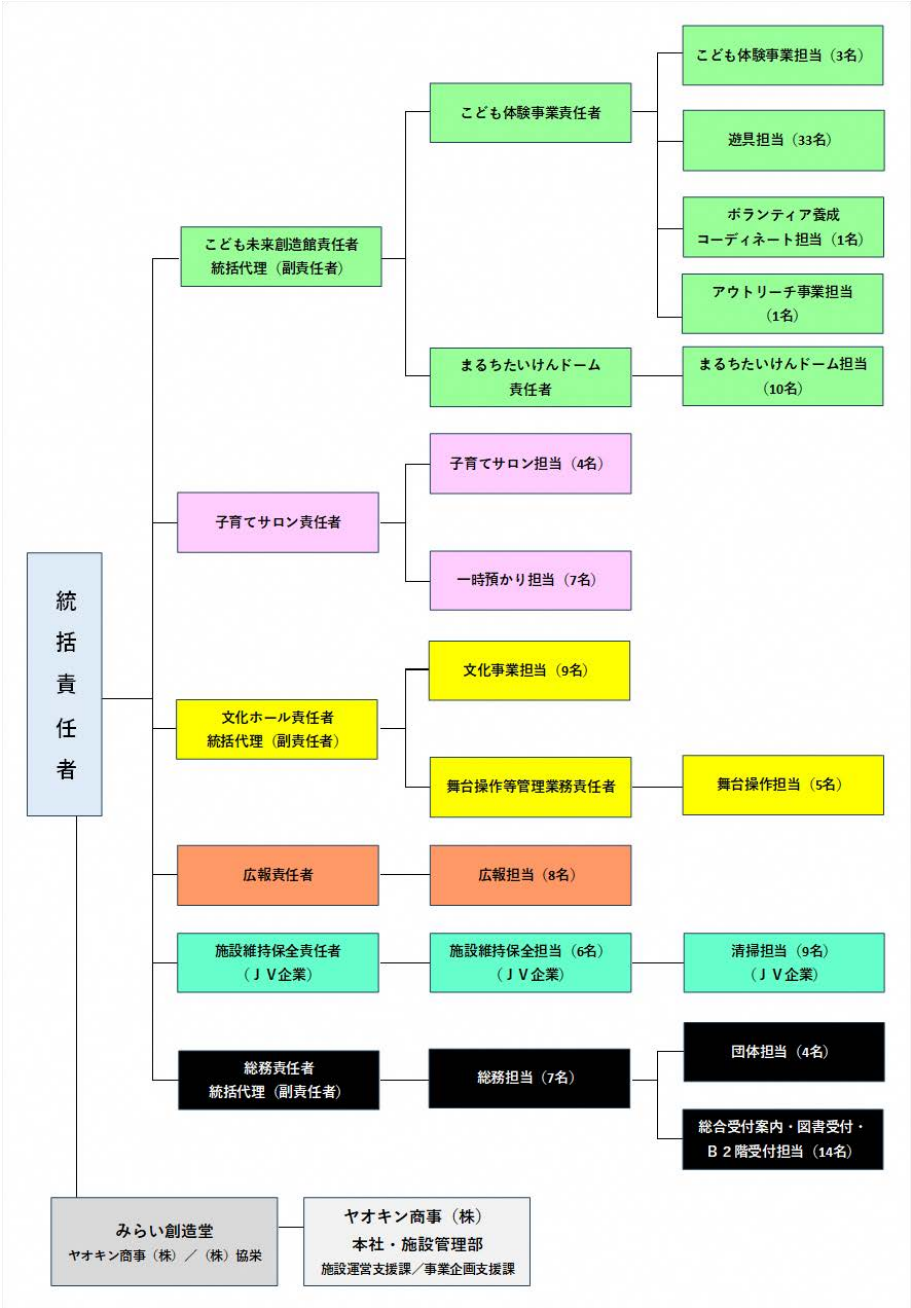
令和7年度～8年度 運営事業計画書概要

ギャラクシティ指定管理者 みらい創造堂
代表企業 ヤオキン商事株式会社 伊藤治光

1. 施設管理運営体制と人員配置

こども未来創造館、西新井文化ホール、子育てサロン西新井について、3館一体で連動した運営に取り組んでいきます。事業運営はヤオキン商事株式会社、設備管理は株式会社協栄が担い、みらい創造堂として、2社の共同事業体で運営管理していきます。本社施設管理部の支援のもと、緊急時にも即断即決の盤石の体制を敷いて参ります。

(1) 組織図 (体制と人員配置)



2. 2年後のビジョンを踏まえた事業実施方針

(1) 2年後のビジョン

わくわくフォ!

これまで7年間、全館ビジョンとして「出会い、体験、夢の実現 わくわくフォ!」を掲げて運営して参りました。わくわく心が躍って、フォ!と驚く体験を、すべての子どもたちに全身で味わって欲しい。好奇心や冒険心を持って、夢のある未来を生き抜いて欲しいという願いを込めております。この実績を踏まえ、さらに強化する考えから「わくわくフォ! 増強中」をブランドビジョンとして掲げ、ロゴマーク化して、今後2年間、事業や広報で全面に打ち出していきます。



(2) 事業実施方針

ア 3館一体運営

こども未来創造館、西新井文化ホール、子育てサロン西新井の個々の運営による限定的な業務から枠を超えた、垣根のないシームレスな一体運営によって、利用者の多様な要望に迅速に対応して参ります。子育てサロンで遊んでいた子どもたちが大きくなり、こども未来創造館に通い、文化ホールの舞台上で躍動する。あらゆる場所や段階で主役になれるのがギャラクシティの魅力です。その子たちがやがて社会に出て活躍している。そのような未来を思い描き、3館一体で持続可能な体験ストーリーをお届けいたします。

イ 共生社会の意識と理解

「誰もが、いつでも、何度でも」体験できる機会を全ての方に提供することが私たちの使命です。年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に楽しんで参加していただけるよう、体験内容を吟味していきながら、関係各所と連携し、受け入れ態勢をしっかりと整えて、安全安心に対応させていただきます。

3. 具体的な事業の取り組みや管理運営における新たな提案

(1) こども未来創造館

ア ビジョン

① 全ての子どもに体験機会

家庭環境や心身の状態を理由とした体験格差を無くし、全ての子どもたちが多種多様な体験を通して、自分の未来を描けるようにする。

イ 方針

① 出会い、体験、夢の実現

知らなかった世界との出会い。そこで得た学びや発見を自ら実践する体験。その成果を多くの人々の前で発表する夢の実現。この3ステップを軸に事業展開する。

② 最新デジタル技術の体験

VR、AR、XR、AI など日々進化するデジタル最新技術を活かしたプログラムを充実させ、子どもたちが好奇心をいだき、目をキラキラ輝かせるシーンを増やす。

ウ 主な事業内容

① 「こどもおしごとらんど」

内容：実際のリアルな職業体験をとおり、具体的な将来の道筋を思い描き、子どもたちが自立して、生き抜く力を育むことを目指す地域連携プログラム。将来の社会人としての基盤づくり。職種は約 150 職を用意。＊2021 年の第 15 回キッズデザイン賞受賞（経産省、内閣府、消費者庁が後援する顕彰制度）

効果：楽しみながら社会のしくみやお金の流れを学ぶ。仮想だが給料を渡し、消費または預金を経験することができる。リアルな体験ならではの説得力と講師陣の仕事に対する熱い思いを惜しみなくぶつける。将来の職業選択、地元企業による参画で足立区での就労意識を持ってもらうことにも繋げる。



② 「こども (こどもみーていんぐ)」

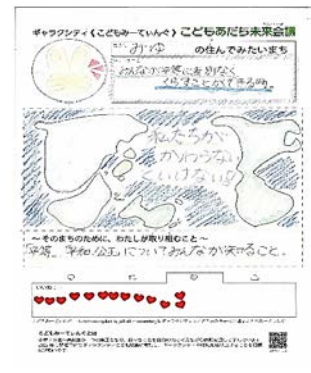
内容：子どもたちが自分たちでアイデアを出しながらテーマを決めて行動する。

イベントなどで活動成果を発表していく。新しいスポーツやゲームを提案したり、防災について考えるなど、様々なテーマにチャレンジしていく。

【主な実績】

- ・国連職員を呼んでSDGs（水問題）について考え、ゴミ分別ゲームを考案
- ・こどもあだち未来会議開催
- ・みらいのまちをつくろう ボードゲーム作成
- ・防災動画作成、公開 など

効果：自分で考え、伝え、形にすることを体得する。このステップを繰り返すことで成長を育む。学校以外の出会いの場にもなっている。



③ 「最新デジタル技術を活かしたコンテンツ」

内容：VR、AR、XR、AI など目覚ましい進歩の最新デジタルテクノロジーの世界を体験できる機会を提供。天体や星を楽しんでいただく他に、360 度の迫力デジタル映像が魅力のまるちたいけんドームで各種プログラムを実現。

「VR メタバース」「文化財デジタルアーカイブ」「AR シミュレーション」

「360 度カメラ・イマーシブ映像」

効果：多種多様なデジタル体験をとおり、子どもたちの創造力や好奇心が豊かになり、未来の技術を担うきっかけや道しるべの一步となることを期待。

「メタバース」 迫力あるバーチャル体験で、人も話題性も呼び込む

「デジタルアーカイブ」 地域の文化財を半永久的に保存、継承

「シミュレーション」 災害や緊急時対応に備えて対策が可能

「イマーシブ映像」 まるでそこにいるかのような没入感あふれる体験



▲メタバースイベント

▲島根神楽 8K デジタル収録

▲AR 災害想定シミュレーション

(2) 西新井文化ホール

ア ビジョン

文化芸術活動のプラットフォーム

各支援団体のみならず、地域で文化活動をしている方と広くつながり、さらに区民につなげる役割を担い、文化芸術活動の基盤施設となり、文化振興に寄与する。

イ 方針

区民応援事業、エンターテインメント事業、夢企画（区民応援+エンタメ）の実現

文化活動支援、体験企画の提供、区民アーティスト支援を実施。話題性や集客力のあるエンターテインメント公演の実施。プロアーティストとのコラボ夢企画の実現。

ウ 主な事業内容

① 「ミュージックハーモニー（文化芸術のプラットフォーム）」

内容：文化芸術活動をしている方との個々の交流を超えて、横断的につながる、つなげる役割を強化していく。また、音大生・美大生に活動の場を提供し、直接地域の方と深く対話して地域の要望把握やコミュニケーション能力を磨いてもらう教育的な側面も担う。イベントでは、支援団体である足立シティオーケストラ、足立区民合唱団、足立吹奏楽団、ブリランテ、歓喜の演狂言、歓喜の演合唱の連合体による地域還元感謝祭などを開催。

効果：西新井文化ホールのプラットフォーム化で足立区の文化芸術活動の振興に貢献。文化芸術活動をととして地域の方が心豊かに生活できる環境づくりの一端を担っていく。



② 「大ひょうげん（足立区文化芸術推進計画 指定事業）」

内容：学校では体験しにくい伝統芸能やスポーツなど、多様なワークショップを開催し、舞台などで成果発表を行う。和太鼓、三味線、演劇、ダンス、漫才、落語、歌舞伎、能、ミュージカル、クライミング、空手他多数。子どもたちの表現力向上が目的。

効果：自己表現力、自己肯定感、コミュニケーション能力を身に付ける。失敗・挫折体験も次回成功へのステップとする。



③ 「ストリートピアノ アウトリーチ（足立区文化芸術推進計画 指定事業）」

内容：足立区内の駅周辺、商業施設、地域学習センター等に出張し、ストリートピアノを自由に楽しんでもいただく。西新井文化ホールで毎年開催のストリートピアノフェスでオープニングアクトとして出演できる機会も設定。

効果：ピアノ演奏者と聴衆者、演奏者同士、聴衆者同士など、交流によって絆が生まれ、広がっていく。文化活動の振興。西新井文化ホールの PR 宣伝。



④ 「鑑賞ガイドサポート付きイベント・公演」

内容：年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にイベントや公演を楽しんでもいただける機会をお届けする。視聴覚障がいをお持ちの方に対して、ガイドサポート付プログラムを実施。文化庁の助成や東京都アーツカウンシル助成等に申請。

効果：これまで来館していただけなかった方にもイベントや公演を楽しんでもいただける機会が増える。ギャラクシティの可能性や存在価値をこれまで以上に知っていただける。



▲ポータブル字幕機



▲音声ガイドアプリ



▲手話通訳ガイド

(3) 子育てサロン西新井

ア ビジョン

子育て家庭の癒し、安らぎの場で楽しく子育てを実現

「足立区で子育ては楽しい」と思ってもらえるサロンを目指していく。

イ 方針

① 複合施設で安全、安心、快適

災害時や緊急時にはサロン従事者以外のスタッフが即時に駆けつける。週末には全館で多様なイベントを開催しており、親子で快適な時間を楽しんでもいただける。

② 遊び、おしゃべりで楽しく交流

身構えた相談ではなく、おしゃべりをとおして心を開いていただける環境づくりを実施。ふれあい遊びやワークショップを通して、スタッフや他のママパパとも交流。

ウ 主な事業内容

① 「世界で一冊の絵本をつくろう」

内容：お子さまと家族のヒストリーやお子さまの好きなものだけを集めた世界に一冊となる絵本を制作する。お子さまが遊べる玩具を用意して、2 か月から 3 か月の期間で丁寧に制作できるような環境で実施する。

効果：少しでもお子さまから離れる時間を作り、一時の開放感を味わっていただき、制作に集中することで、唯一無二の作品を作成していただく。



(4) こども未来創造館、西新井文化ホール、子育てサロン西新井共通

ア 主な事業内容

① 「インクルーシブ・障がい者サポート研修」

内容：ハンデキャップのある方でも気軽に来館していただける環境を整えるために、各種研修や講習会に参加して、従事者の対応力向上を目指していく。視聴覚障がい者対応研修、鑑賞サポート研修、劇場・音楽堂等への芸術文化活動支援員の派遣によるインクルーシブ研修など実施。

効果：従事者の共生社会への意識と理解と対応力の向上。アクセシビリティの向上で、多くの方が気軽に来館しやすくなる。



② 「子育て支援フェスタ」

内容：子育て中の親子はもちろん、孫育てを実践している祖父母、子育てに関わる地域団体や企業等が一堂に会するお祭り。保護者の癒しになる音楽や講話も開催し、子どもだけではなく、保護者の楽しみにもつなげるイベント。サロン内での現役音大生による弦楽生演奏やまるちたいけんドームで、泣いても大騒ぎしてもよいリトミックライブの開催、各種専門員による子育て相談コーナーなどを設置。全館で開催。

効果：子育て中の保護者、特にママさんたちをいかに癒すことができるか。子どもも笑顔のママを見ることができ、親子ともに健やかな時を過ごせる。専門の方から直接アドバイスを受けられたり、保護者間の絆づくりに最適である。



(5) 新たな提案（こども未来創造館、西新井文化ホール、子育てサロン西新井共通）

「重度障がいのある子どもの居場所」

医療的ケア児などの重度障がいを持つ子どもたちやご家族に、音楽や文化芸術、運動、ものづくりなどに触れていただける場を設定致します。これまで、「どこかに連れて行きたいのだけど、行く場所がない、受入れ場所が少ない」という声が聞こえていました。共生社会を意識・理解し「誰もが、いつでも、何度でも」体験・鑑賞ができるようにすることが指定管理者の役割です。専門外の私どもが人工呼吸器を装着した子どもたちのアテンドが出来るのか？との声もありますが、医療的ケアは保護者や専門家に限られていて、私どもの役割はまずギャラクシティに遊びに来やすい環境を整えることです。重度障がいのある子どもの保護者様はそれぞれつながりを持っており、他の方と一緒に来館されることもあと聞きます。ギャラクシティ内各所には、たくさんスペースがありますので、いつでもお迎えさせていただきます。

この取り組みを進めるにあたり、一般社団法人できわかクリエイターズ様（作業療法士）にご協力いただく予定です。「重度」と聞くと不安がありますが、説明を聞くうちに不安が解消されていきました。受け手側の意識や理解が不足していると前に進めません。他にも、東京未来大学の小谷准教授様にご支援いただき、この取り組みをご提案いたしました。デジタルツールの進歩によって、アイトラッカー、ボタンスイッチ、iPad を使用して、重度障がい児の意思を伝える手段は増えています。視線を使って機器を操作する視線入力装置も進んでいます。アートや ICT の力を通して、子どもたちの「できる」と多くの笑顔を増やしていけるように取り組んで参ります。



ギャラクシティ（こども未来創造館、西新井文化ホール、子育てサロン西新井）の管理に係る収支計画書概要

1. 収入

(単位：千円)

項目	科目（内容・内訳）	令和7年度	令和8年度	備考
管理委託料	指定管理料 553,206 光熱水費 95,692 小破修繕費 12,391	661,289	661,289	
その他の収入	ワークショップ、イベント、ショップ収入 4,934 事業収入（ホール） 21,965	26,899	26,899	
収入計（A）		688,188	688,188	

2. 支出

(単位：千円)

項目	科目（内容・内訳）	令和7年度	令和8年度	備考
人件費	給与・賞与・法定（社員） 238,584 給与・賞与・法定（パートタイマー） 135,054 教育費他 1,652	375,290	375,290	
事業費	事業関係費 80,550 遊具、絵本、マット他 2,000 広告宣伝費 18,500	101,050	101,050	
管理維持費	施設維持管理費 78,135 光熱水費 95,692 小破修繕費 12,391 その他経費 17,215	203,433	203,433	
本部経費	施設管理部年間費用（44,880千円×18.75%）	8,415	8,415	
支出計（B）		688,188	688,188	
支出計（C）＝（A）－（B）		0	0	

第 9 2 号議案

権利の放棄の送付について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

権利の放棄の送付について
下記のとおり権利を放棄する。

記

- | | |
|---|---|
| 1 権利の内容 | 図書館システムで管理している未返却図書資料に関する返還請求権 |
| 2 債務者 | 足立区千住在住者外 2 2 0 名 |
| 3 未返却図書資料の書誌
情報、受入価格、返却
期日 | 別添資料 1 のとおり |
| 4 放棄の理由 | 返却期日から 1 か月を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、1 0 年を経過したもの及び 5 年経過で督促先が不明なものは、返却の見込みがないため。 |

(提案理由)

権利の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。

第 9 2 号議案説明資料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	権利の放棄の送付について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室 中央図書館 政策経営部 区政情報課
内 容	区立図書館等では、返却期日を超過した利用者に対して定期的に督促を行ってきたが、返却の見込みがない未返却の図書資料について、次のとおり返還請求の権利を放棄する。 1 放棄する権利の内容 図書館システムで管理している「返却期日から 1 0 年超過した資料」及び「返却期日から 5 年超過かつ督促先不明となった資料」に関する返還請求権 2 債務者及び対象資料（対象資料については P 3 1 ～ 3 5 参照） 足立区千住在住者 外 2 2 0 名（総計 2 2 1 名） （1）返却期日から 1 0 年経過 1 2 2 名 4 1 7 冊 4 9 5, 3 1 0 円 （貸出年：平成 2 4 年） （2）返却期日から 5 年経過かつ督促先不明 9 9 名 3 4 4 冊 4 1 6, 6 3 2 円 （貸出年：平成 2 9 年） 3 今後の方針 「未返却図書資料対策プラン」に基づき、引き続き未返却の図書資料を新たに増やさない取組を推進していく。

1 権利の放棄に至った経緯

平成26年度監査において、貸出図書の長期未返却への効果的な督促のあり方について意見・要望を受けた。それを踏まえて督促強化を図り、平成28年度に以下の方針を決定した。

- (1) 督促効果の高い1年以内の未返却者に訪問による督促強化を図る。
- (2) 督促を長期間行ったものや督促先が不明となったため返却見込みのない図書資料については、議決により返還請求権を放棄する。

2 債務者及び対象資料

足立区千住在住者 外 220名（総計221名）

区分	人数	冊数	金額	貸出年
期日から10年経過	122名	417冊	495,310円	平成24年
期日から5年経過かつ督促先不明	99名	344冊	416,632円	平成29年
計	221名	761冊	911,942円	—

3 権利の放棄の資料種別・受入金額内訳

- (1) 資料種別内訳（合計 761冊、911,942円）

資料種別	10年経過		5年経過かつ督促先不明	
	冊数	金額	冊数	金額
一般図書	219冊	277,433円	222冊	274,280円
映像資料	2冊	6,291円	3冊	21,096円
音楽資料	11冊	22,985円	8冊	26,466円
雑誌	17冊	12,294円	23冊	18,436円
児童図書	95冊	97,629円	161冊	155,032円
合計	344冊	416,632円	417冊	495,310円

- (2) 受入金額別内訳（合計 761冊、911,942円）

受入金額の範囲	10年経過		5年経過かつ督促先不明	
	冊数	金額	冊数	金額
0円	30冊	0円	47冊	0円
1～1,000円	139冊	100,387円	152冊	112,106円
1,001～2,000円	141冊	199,508円	178冊	250,509円
2,001～3,000円	21冊	51,374円	28冊	70,919円
3,001～4,000円	8冊	28,152円	7冊	23,988円
4,001～5,000円	1冊	4,153円	1冊	5,000円
5,001～10,000円	3冊	21,058円	4冊	32,788円
10,000円以上	1冊	12,000円	0冊	0円
計	344冊	416,632円	417冊	495,310円

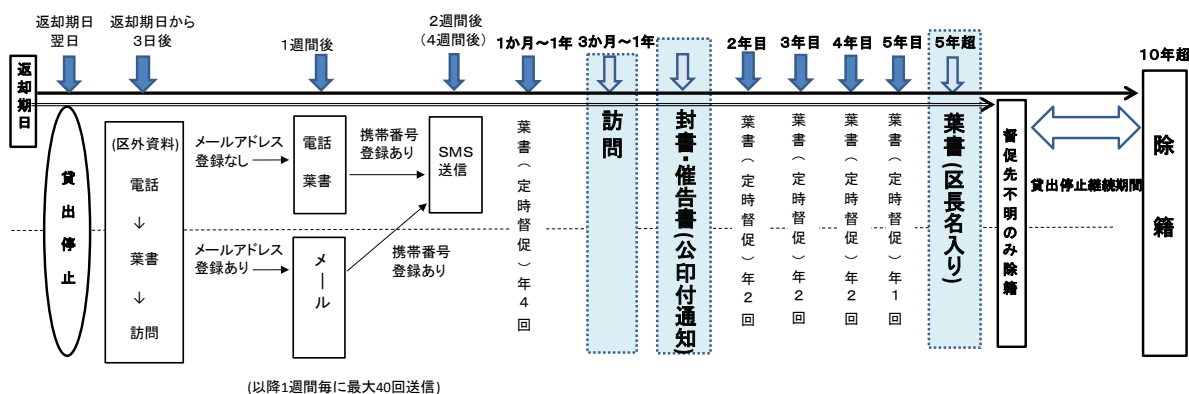
4 現在の督促方法及び実績

(1) 督促方法

	督促方法	開始時期	備考
ア	メール	返却期日を1週間※ ¹ 経過時点	令和5年度から開始時期を2週間→1週間に早期化
イ	電話		
ウ	葉書		
エ	SMS※ ²	返却期日を2週間経過時点 (未返却者には4週間経過時点で再送)	令和6年度から開始時期を3週間→2週間に早期化
オ	訪問	返却期日を3か月経過時点	令和4年度から開始時期を5か月→3か月に早期化

※1 区外から借りた資料については、返却期日3日経過時点から開始

※2 ショートメッセージサービスの略



(2) 訪問督促の実績

ア 令和4年度から、次の(ア)～(ウ)の変更を行った。

(ア) 委託から人材派遣に切り替え、派遣職員による訪問を実施。

(イ) 訪問開始を返却期日経過5か月から3か月経過に前倒し。

(ウ) 訪問時にその場で資料を受け取る(即時回収)ことを開始。

イ 資料の返却率は、資料数ベースで令和3年度に比べ約50ポイント増加。

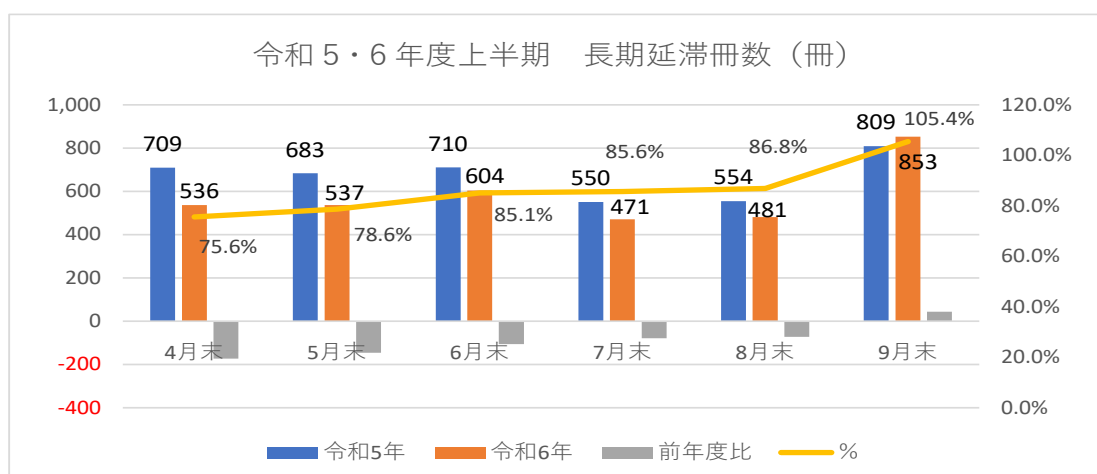
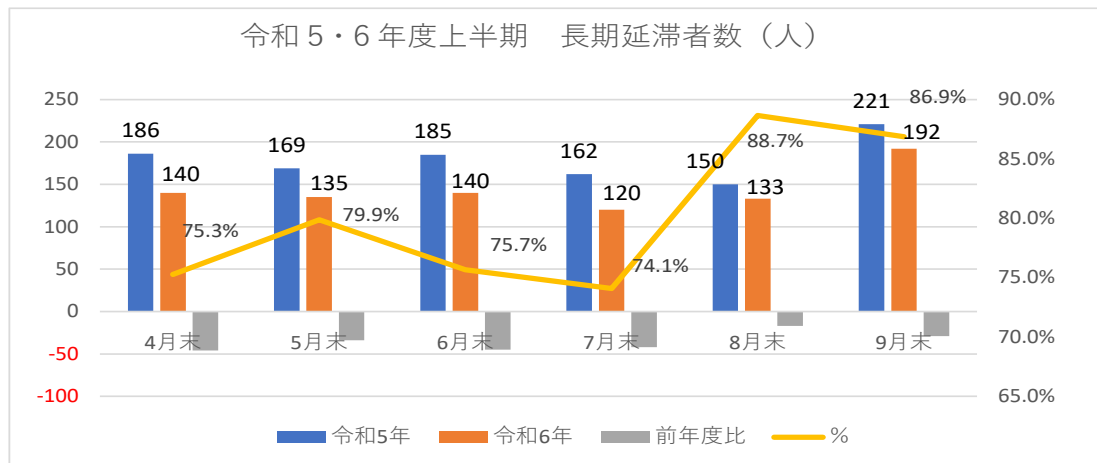
	令和3年度※ ³		令和4年度		令和5年度※ ⁴	
	人数	資料数	人数	資料数	人数	資料数
訪問対象	1,052人	3,367冊	502人	1,743冊	594人	2,063冊
返却数	260人	912冊	353人	1,195冊	427人	1,520冊
返却率	24.7%	27.0%	70.3%	68.6%	71.9%	73.7%

※3 令和3年度は職員による訪問を実施(令和2年度は委託)

※4 返却率は3月末時点(訪問実施期間は令和5年4月～令和6年3月)

(3) 返却期日から1か月未満の未返却者への対策（早期督促の強化）

令和6年度から、新たに「SMSの発信強化」「貸出停止の前倒し」を実施したことにより、令和6年9月を除き、1か月以上の長期延滞の月別発生数（人数・冊数）は、令和5年度に比べて約10～25%減少している。



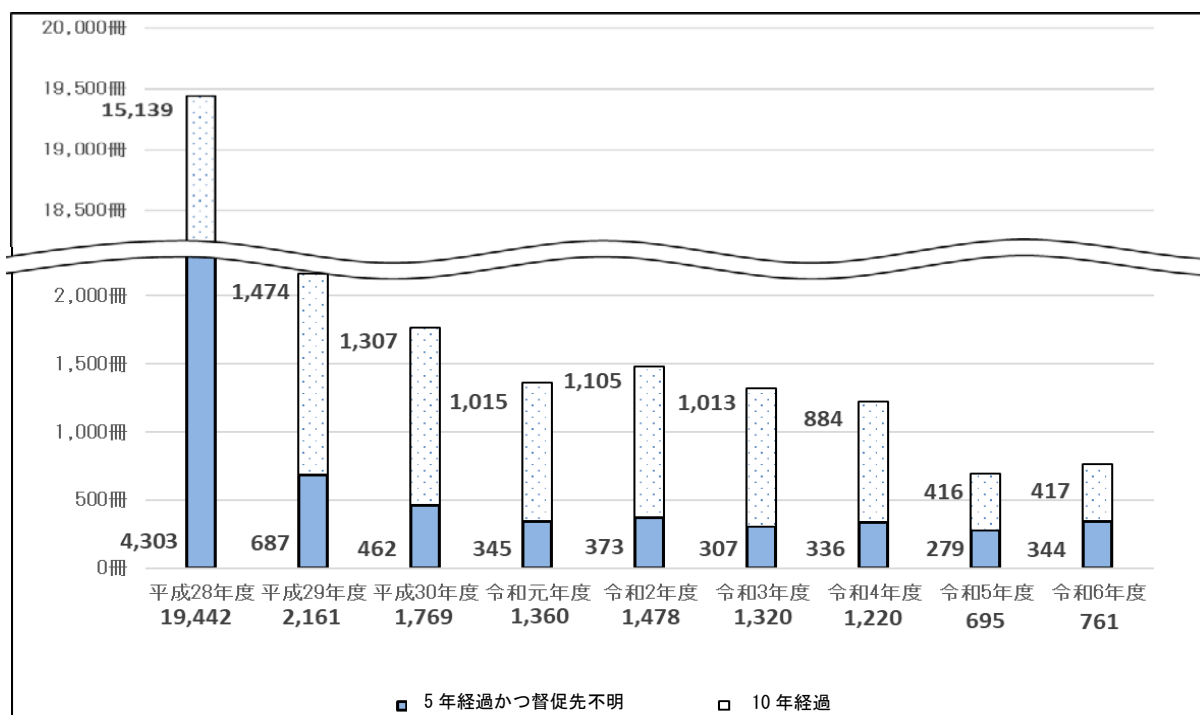
(4) 返却期日から1年以上の未返却者への対策（いわゆる「根雪」の解消）

令和6年9月末に、平成24年から令和5年までの間に貸出を行った図書資料の未返却者1,413人のうち、督促先不明等を除く647人に対して、金銭での請求を求める催告書を発送した。

令和6年10月末までに、発送対象者の約13%にあたる87人（237冊、389,334円）から返却または弁償の申出が行われた。しかし、この中には返還請求権の放棄の対象となる10年経過の未返却者はいなかった。

状況	人数	冊数	金額
返却	81人	217冊	363,301円
弁償の申出	6人	20冊	26,033円
宛所なし	101人	274冊	388,017円
反応なし	459人	1,550冊	2,172,485円
合計	647人	2,061冊	2,949,836円

5 権利の放棄の件数の推移



【権利の放棄の対象となる冊数・人数・金額】

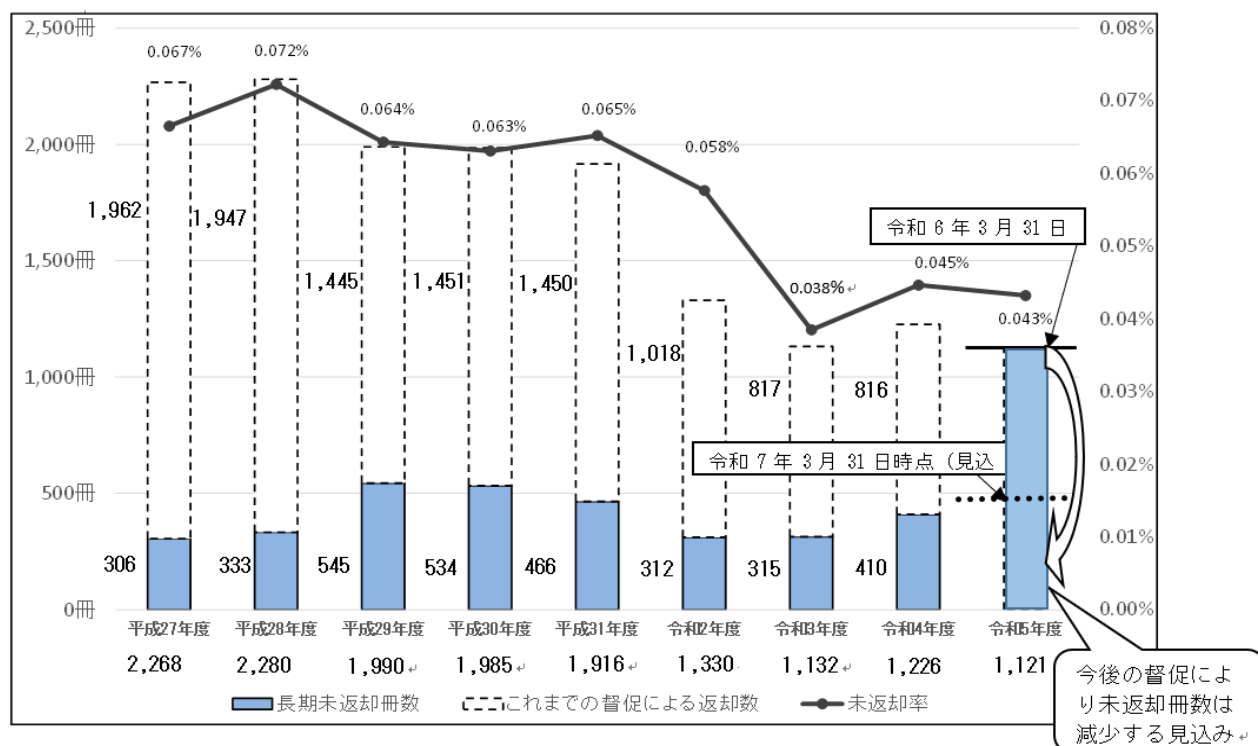
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
冊数	19,442 冊	2,161 冊	1,769 冊	1,360 冊	1,478 冊
①	15,139 冊	① 1,474 冊	① 1,307 冊	① 1,015 冊	① 1,105 冊
②	4,303 冊	② 687 冊	② 462 冊	② 345 冊	② 373 冊
人数	7,347 人	875 人	703 人	568 人	549 人
①	5,851 人	① 616 人	① 545 人	① 430 人	① 420 人
②	1,496 人	② 259 人	② 158 人	③ 138 人	② 129 人
金額	25,617,829 円	2,790,943 円	2,210,210 円	1,667,301 円	1,813,867 円
①	20,152,422 円	① 1,941,179 円	① 1,637,839 円	① 1,212,229 円	① 1,321,470 円
②	5,465,407 円	② 849,764 円	② 572,371 円	② 455,072 円	② 492,397 円

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1,320 冊	1,220 冊	695 冊	761 冊
① 1,013 冊	① 884 冊	① 416 冊	① 417 冊
② 307 冊	② 336 冊	② 279 冊	② 344 冊
480 人	419 人	253 人	221 人
① 379 人	① 326 人	① 156 人	① 122 人
② 101 人	② 93 人	② 97 人	② 99 人
1,563,444 円	1,639,595 円	862,671 円	911,942 円
① 1,239,062 円	① 1,144,147 円	① 518,099 円	① 495,310 円
② 324,382 円	② 495,448 円	② 344,572 円	② 416,632 円

※ ① 返却期日から10年経過、② 返却期日から5年経過かつ督促先不明

6 貸出年ごとの未返却冊数

督促強化を開始した平成27年度以降、令和5年度までの累計 4,342冊



※ 未返却率：未返却冊数（長期未返却冊数＋これまでの督促による返却数）÷貸出冊数

第 9 3 号議案

「令和 6 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」に関する教育
委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「令和 6 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」に関する教
育委員会の意見について

「令和 6 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」について、足立
区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものと
する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足
立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 9 3 号議案説明資料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	「令和 6 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案）」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、予算案の作成にあたり足立区長より意見を求められた。内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 予算名 令和 6 年度足立区一般会計第 4 号補正予算（案） 2 主な内容 P 3 8 ～ 4 1 のとおり

令和6年度教育関係第4号補正予算（案）について

(1) 一般会計（歳入）

科 目		補正前の額 (千円)	補正額 (千円)	補正後の額 (千円)
款	項			
13	分担金及び負担金	999,608	0	999,608
	1 負担金	999,608		999,608
14	使用料及び手数料	352,221	0	352,221
	1 使用料	352,221		352,221
15	国庫支出金	10,063,730	14,144	10,077,874
	1 国庫負担金	8,676,036		8,676,036
	2 国庫補助金	1,383,402	14,144	1,397,546
	3 国庫委託金	4,292		4,292
16	都支出金	9,873,422	349,495	10,222,917
	1 都負担金	3,782,354		3,782,354
	2 都補助金	6,088,508	349,495	6,438,003
	3 都委託金	2,560		2,560
17	財産収入	133,899	0	133,899
	1 財産運用収入	133,499		133,499
	2 財産売払収入	400		400
18	寄付金	33,272	0	33,272
	1 寄付金	33,272		33,272
19	繰入金	11,537,390	0	11,537,390
	1 基金繰入金	11,537,390		11,537,390
21	諸収入	206,831	21,029	227,860
	3 貸付金元利収入	63,721		63,721
	5 雑入	143,110	21,029	164,139
22	特別区債	0	0	0
	2 教育債	0		0
歳 入 合 計		33,200,373	384,668	33,585,041

(2) 一般会計（歳出）

科 目		補正前の額	補正額	補正後の額
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	1,994,108	0	1,994,108
	1 総務管理費	1,994,108	0	1,994,108
3	民生費	34,193,347	453,324	34,646,671
	2 児童福祉費	34,193,347	453,324	34,646,671
7	教育費	54,715,622	△ 20,878	54,694,744
	1 教育総務費	17,719,196	△ 4,367	17,714,829
	2 小学校費	15,631,108	△ 52,242	15,578,866
	3 中学校費	12,185,144	△ 22,548	12,162,596
	4 校外施設費	267,216	0	267,216
	5 幼稚園費	4,492,069	53,661	4,545,730
	6 社会教育費	3,616,071	4,618	3,620,689
	7 社会体育費	804,818	0	804,818
歳 出 合 計		90,903,077	432,446	91,335,523

(3) 債務負担行為

1 追加

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
1	梅島第一小学校外3校増圧給水設備改修その他工事設計委託	令和6年度から 令和7年度まで	16,000千円
2	浏江小学校大規模改修工事設計委託(第二期)	令和6年度から 令和7年度まで	20,000千円
3	西新井第二小学校大規模改修工事設計委託(第一期)	令和6年度から 令和7年度まで	25,000千円
4	六木小学校大規模改修工事設計委託(第三期)	令和6年度から 令和7年度まで	15,000千円
5	浏江小学校大規模改修工事(第一期)	令和6年度から 令和7年度まで	480,000千円
6	古千谷小学校大規模改修工事(第三期)	令和6年度から 令和7年度まで	500,000千円
7	新田学園第二校舎外壁改修その他工事	令和6年度から 令和7年度まで	273,000千円
8	六木小学校大規模改修工事(第二期)	令和6年度から 令和7年度まで	300,000千円
9	西新井第一小学校外4校増圧給水設備改修その他工事	令和6年度から 令和7年度まで	150,000千円
10	蒲原中学校給水管改修その他工事設計委託	令和6年度から 令和7年度まで	18,000千円
11	伊興中学校大規模改修工事設計委託(第一期)	令和6年度から 令和7年度まで	25,000千円
12	青井中学校大規模改修工事設計委託(第二期)	令和6年度から 令和7年度まで	30,000千円
13	六月中学校大規模改修工事(第三期)	令和6年度から 令和7年度まで	660,000千円
14	入谷中学校大規模改修工事(第二期)	令和6年度から 令和7年度まで	280,000千円
15	青井中学校大規模改修工事(第一期)	令和6年度から 令和7年度まで	300,000千円
16	花畑北中学校大規模改修工事(第三期)	令和6年度から 令和7年度まで	300,000千円
17	花保中学校大規模改修工事(第三期)	令和6年度から 令和7年度まで	300,000千円

参考資料

No.	事 項 名	期 間	限 度 額
18	西新井小学校・扇小学校校庭改修工事設計委託	令和6年度から 令和7年度まで	27,000千円
19	小・中学校用務委託	令和6年度から 令和9年度まで	2,177,721千円
20	中学校教科書採択に伴う教師用教科書・指導書の購入	令和6年度から 令和7年度まで	103,853千円
21	熱中症対策用テント一式の購入	令和6年度から 令和7年度まで	126,719千円
22	第三上沼田保育園新築工事	令和6年度から 令和8年度まで	1,447,060千円
23	第三上沼田保育園新築工事監理委託	令和6年度から 令和8年度まで	30,170千円
24	足立区立栗島学童保育室(仮称)の管理運営	令和6年度から 令和7年度まで	21,569千円
25	足立区立古千谷学童保育室(仮称)の管理運営	令和6年度から 令和7年度まで	37,936千円

6 足政財発第 615 号
令和 6 年 11 月 12 日

足立区教育委員会
教育長 中村 明慶 様

足立区長
近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和 6 年第 4 回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 令和 6 年度足立区一般会計第 4 号補正予算 (案)



第 9 4 号議案

「東湊江小学校改築工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「東湊江小学校改築工事請負契約」に関する教育委員会の意見について

「東湊江小学校改築工事請負契約」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 9 4 号議案説明資料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	「東湊江小学校改築工事請負契約」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。 1 契約の相手方 三浦・新井・丸中建設共同企業体 代表者 株式会社三浦工務店 代表取締役 三浦 啓行 東京都足立区東和三丁目 1 4 番 2 5 号 2 契 約 金 額 6, 1 0 5, 0 0 0, 0 0 0 円（落札率 9 6. 9 8 %） 3 入 札 方 法 条件付一般競争入札 4 入 札 番 号 第 3 4 8 号 5 予 定 価 格 6, 2 9 5, 1 1 3, 0 0 0 円（事後公表） 6 入札参加事業者数 3 建設共同企業体（予定価格超過 2 建設共同企業体） 7 入札日・開札日 令和 6 年 1 1 月 8 日 8 工 期 契約締結の翌営業日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで 9 工 事 場 所 足立区東和三丁目 2 0 番 1 1 号 10 工 事 内 容 （1）解体工事 建築物の解体工事（校舎、体育館、駐輪場、物置、公園内学童、付帯設備 等）公園一部解体工事、外構工作物の解体撤去、アスベスト撤去工事 （2）校舎新築 鉄筋コンクリート造 一部プレストレストコンクリート造 地上 5 階建 延床面積：9, 9 9 8, 7 4 m²

	主要施設：管理諸室、普通教室、特別教室、給食室、体育館、屋上プール、多目的ホール、備蓄倉庫、トイレ、更衣室、学童保育室等 (3) 附属建物新築 ア 屋外倉庫 鉄筋コンクリート造 地上1階建 延床面積：40.50㎡ イ 駐輪場 鉄骨造 地上1階建 2棟（①学校用、②学童用） 延床面積：①39.10㎡、②8.88㎡ (4) 設備工事 昇降機設備工事 (5) 外構工事 校庭舗装工事、防球ネット設置工事、自主管理歩道設置工事、遊具設置工事、雨水排水工事、植栽・門扉工事等 ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。
--	---

第 号議案

東湊江小学校改築工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

東湊江小学校改築工事請負契約

東湊江小学校改築工事实施のため、下記の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 東湊江小学校改築工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 6, 105, 000, 000 円
- 4 契約の相手方 東京都足立区東和三丁目14番25号
三浦・新井・丸中建設共同企業体
代表者 株式会社三浦工務店
代表取締役 三浦 啓行
- 5 工 期 契約締結の翌営業日から令和9年8月31日まで

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、表記工事を行うものであるが、相当の経歴信用を有する者より選ぶ必要があるので、条件付一般競争入札により落札者と契約を締結いたすものであります。

6 足 総 契 発 第 1583 号
令 和 6 年 1 1 月 1 1 日

足立区教育委員会

教育長 中 村 明 慶 様

足 立 区 長

近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第4回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 東湊江小学校改築工事請負契約
- 2 竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について

以上



第 9 5 号議案

「竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 中村 明慶

「竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について

「竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について」の契約にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 9 5 号議案説明資料

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	「竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について」に関する教育委員会の意見について																						
所管部課名	教育指導部教育政策課																						
内 容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、当該契約にあたり足立区長より意見を求められた。契約内容を踏まえ、教育委員会として、これに異議はないものとする。																						
	1 契約の相手方 株式会社OKAPEN 代表取締役 岡 一嘉 東京都足立区保木間一丁目 5 番 1 号																						
	2 契 約 金 額																						
	<table><tr><th>変更回</th><th>時期</th><th>契約金額</th><th>変更額</th></tr><tr><td>当 初</td><td>令6. 6</td><td>180, 400, 000円</td><td>—</td></tr><tr><td>1回目</td><td>令6. 11</td><td>変更なし</td><td>—</td></tr><tr><td>2回目(予定)</td><td>令6. 12</td><td>218, 625, 000円</td><td>38, 225, 000円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>計</td><td>38, 225, 000円 (増加率21. 19%)</td></tr></table>			変更回	時期	契約金額	変更額	当 初	令6. 6	180, 400, 000円	—	1回目	令6. 11	変更なし	—	2回目(予定)	令6. 12	218, 625, 000円	38, 225, 000円			計	38, 225, 000円 (増加率21. 19%)
	変更回	時期	契約金額	変更額																			
	当 初	令6. 6	180, 400, 000円	—																			
	1回目	令6. 11	変更なし	—																			
	2回目(予定)	令6. 12	218, 625, 000円	38, 225, 000円																			
			計	38, 225, 000円 (増加率21. 19%)																			
	※ 契約金額には消費税を含む。																						
【2 回目（予定）当初契約金額との差額内訳】																							
ア 外壁の下地状況劣悪により、下地補修モルタル塗りを追加したことによる増 (約 1, 450 万円)																							
イ 外壁改修工事の施工数量のうち、ひび割れ・欠損補修、塗装面積等を追加したことによる増 (約 2, 370 万円)																							
3 過去の契約変更理由および内容																							
【1 回目契約変更理由】 工事着手後、現地を調査したところ追加工事が発生したため工期延伸を行った。																							
4 契 約 年 月 日 令和 6 年 6 月 2 7 日																							
5 契 約 番 号 6 足総契契第 0 1 0 3 3 9 号																							
6 工 期																							
<table><tr><th>変更回</th><th>工期</th></tr><tr><td>当初</td><td>令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 6 年 1 2 月 6 日</td></tr><tr><td>1回目</td><td>令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 7 年 1 月 3 1 日</td></tr><tr><td>2回目(予定)</td><td>変更なし</td></tr></table>			変更回	工期	当初	令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 6 年 1 2 月 6 日	1回目	令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 7 年 1 月 3 1 日	2回目(予定)	変更なし													
変更回	工期																						
当初	令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 6 年 1 2 月 6 日																						
1回目	令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 7 年 1 月 3 1 日																						
2回目(予定)	変更なし																						
7 工 事 場 所 足立区西保木間四丁目 1 2 番 1 3 号																							
8 契約変更（仮承諾）年月日 令和 6 年 1 1 月 2 0 日																							
9 そ の 他																							
議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が 1 0 0 分の 1 0 以上のため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、本件を提出する。																							

第 号議案

竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について
竹の塚中学校外壁改修その他工事実施のため、下記のとおり請負契約
を変更する。

記

- 1 契約変更の対象 竹の塚中学校外壁改修その他工事
- 2 契約変更の原因 契約条項第 18 条に基づく変更
- 3 契約変更後の金額 218,625,000 円
- 4 契約変更の相手方 東京都足立区保木間一丁目 5 番 1 号

株式会社 OKAPEN

代表取締役 岡 一嘉

- 5 工 期 令和 6 年 6 月 28 日から令和 7 年 1 月 31 日まで

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年足立区条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、令和 6 年 6 月 27 日に契約を締結し、現在施工中のものであります。

このたび、設計変更の必要が生じたため、契約金額 1 億 8,040 万円を 2 億 1,862 万 5 千円に増額変更し、現在施工中の業者と契約変更いたすものであります。

6 足 総 契 発 第 1583 号
令 和 6 年 1 1 月 1 1 日

足立区教育委員会

教育長 中 村 明 慶 様

足 立 区 長

近 藤 弥 生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和6年第4回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員
会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 東湊江小学校改築工事請負契約
- 2 竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について

以上



教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

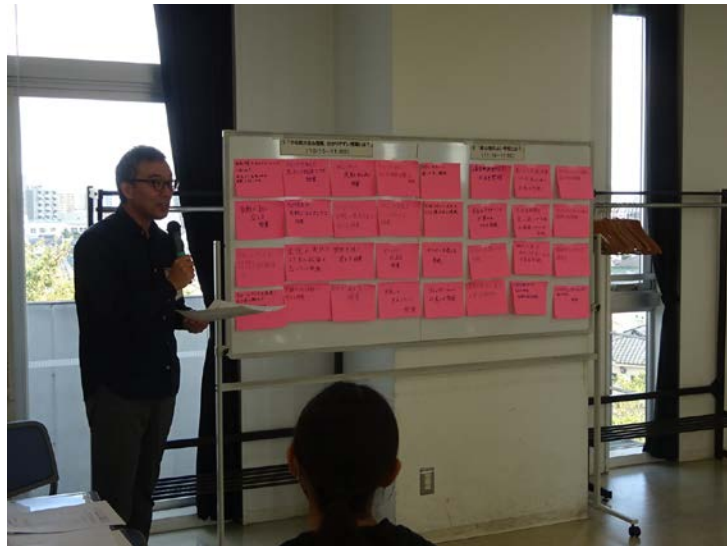
件 名	ミライの“学び”をデザイン！「あだち中学生会議」の実施結果について								
所管部課名	教育指導部教育政策課								
内 容	教育振興ビジョンの改訂に向けて、子どもの意見を聴取する場として令和6年10月14日に開催した「あだち中学生会議」の結果について、以下のとおり報告する。 1 考察（多くの生徒に共通する意見） 生徒から寄せられた意見を総合すると次の2点に集約される（意見等の詳細はP53以降参照）。 （1）テーマ1：やる気の出る、理解のしやすい授業 <table border="1"> <tr> <td>生徒の考え</td><td>教師主導の授業ではなく、<u>生徒が自ら考え、仲間と意見交換をして考えを深めていく授業</u>が生徒にとって、積極的になれたり、理解がしやすい。</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>主体的・対話的で深い学びを実現する方策である、自ら考え生徒同士学び合う「足立スタンダード」を基盤とした授業改善をいっそう進める必要がある。</td></tr> </table> （2）テーマ2：居心地のよい学校 <table border="1"> <tr> <td>生徒の考え</td><td><u>生徒は先生と距離感を感じている</u>。また、校則の改正をはじめとして <u>生徒が意見を表明し、これが生かされる場</u>や、居場所の確保も含めた <u>学校での困りごとを気軽に相談できる相談体制</u>の整備も求めている。</td></tr> <tr> <td>方向性</td><td>生徒と教員、又は生徒同士で認め合い、意見を言いやすい雰囲気づくりや、生徒の困りごとを受け止める体制も必要。そうした心理的安全性を基盤として、校則改正など自分たちの意見を出し合い、問題を解決できる環境を整えることが生徒のウェルビーイング向上にも寄与すると考えられる。</td></tr> </table> 2 今後の方針 現在作業中である教育振興ビジョンの改訂（始期：令和7年度）にあたり、今回の意見を踏まえ、授業づくりとウェルビーイングの2つの視点から反映させていく。 これに加えて各学校における各取組をブラッシュアップするため、今回の結果を、校長会を通じて学校に周知していく。	生徒の考え	教師主導の授業ではなく、 <u>生徒が自ら考え、仲間と意見交換をして考えを深めていく授業</u> が生徒にとって、積極的になれたり、理解がしやすい。	方向性	主体的・対話的で深い学びを実現する方策である、自ら考え生徒同士学び合う「足立スタンダード」を基盤とした授業改善をいっそう進める必要がある。	生徒の考え	<u>生徒は先生と距離感を感じている</u> 。また、校則の改正をはじめとして <u>生徒が意見を表明し、これが生かされる場</u> や、居場所の確保も含めた <u>学校での困りごとを気軽に相談できる相談体制</u> の整備も求めている。	方向性	生徒と教員、又は生徒同士で認め合い、意見を言いやすい雰囲気づくりや、生徒の困りごとを受け止める体制も必要。そうした心理的安全性を基盤として、校則改正など自分たちの意見を出し合い、問題を解決できる環境を整えることが生徒のウェルビーイング向上にも寄与すると考えられる。
生徒の考え	教師主導の授業ではなく、 <u>生徒が自ら考え、仲間と意見交換をして考えを深めていく授業</u> が生徒にとって、積極的になれたり、理解がしやすい。								
方向性	主体的・対話的で深い学びを実現する方策である、自ら考え生徒同士学び合う「足立スタンダード」を基盤とした授業改善をいっそう進める必要がある。								
生徒の考え	<u>生徒は先生と距離感を感じている</u> 。また、校則の改正をはじめとして <u>生徒が意見を表明し、これが生かされる場</u> や、居場所の確保も含めた <u>学校での困りごとを気軽に相談できる相談体制</u> の整備も求めている。								
方向性	生徒と教員、又は生徒同士で認め合い、意見を言いやすい雰囲気づくりや、生徒の困りごとを受け止める体制も必要。そうした心理的安全性を基盤として、校則改正など自分たちの意見を出し合い、問題を解決できる環境を整えることが生徒のウェルビーイング向上にも寄与すると考えられる。								

【以下、会議での主な意見、アンケート結果等を掲載】

3 会議における主な意見

（多くのグループで取り上げられていたポイントを抜粋）

教育長・教育委員がコーディネート役となり、5グループに分かれて意見を交換した。概ねどのグループからも共通して出された意見は以下のとおり。



※ 上記のようにそれぞれ生徒が良いと思った意見を記載した付箋をボードに貼付するなどして意見を交換し合った。

（1）授業の進め方について（積極的になれる授業・理解しやすい授業）

ア 協働的な学びに関するもの【5／5グループ】

例	グループで考えや思ったことを発表できる授業
理由	他の人の意見も聞くことができ、自分の考えを深めることができる。また、分からないことを友達に聞くことができる

イ 生徒主体の授業・伴走型の授業に関するもの【3／5グループ】

例	自分たちで考えを深める授業
理由	説明だけだと何も考えずにノートに写すだけになってしまう。自分で考えるから自分のわからないところに気づける。

ウ 五感を使った授業に関するもの【3／5グループ】

例	動画を見たり、実験をする授業
理由	言葉による説明よりも、実際の様子などを動画で見れると理解がしやすい。

(2) 居心地の良い学校について

ア 先生と生徒の距離感に関するもの【5／5グループ】

イ 生徒の主体性に関するもの【5／5グループ】

「校則を変えられる」「生徒の意見が取り入れられる」など

ウ その他、「いじめがない」「挨拶が活発」などの意見があがった。

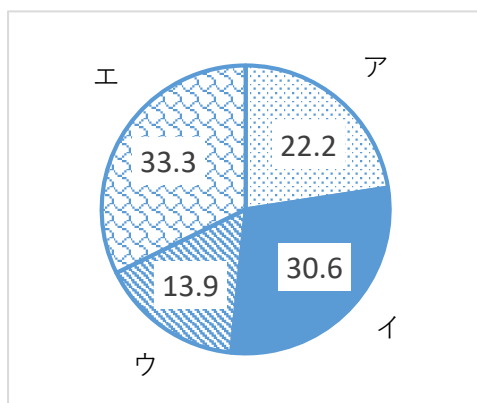
4 実施後アンケート結果

(1) 今回の2テーマについてのアンケート結果

「他者の意見のうち、自分の考えと同じであり、大切な考えだと認識できたものは何か。」

ア 学習の進め方

(積極的になれる授業・理解しやすい授業)



(数値は%)

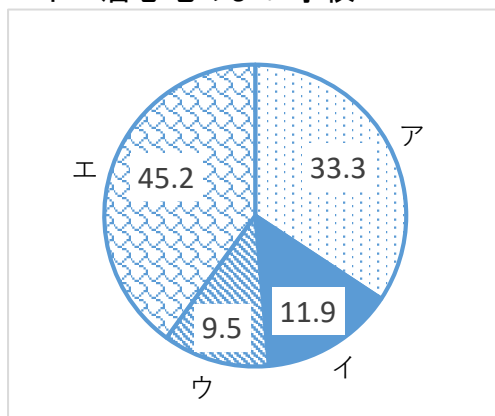
ア 協働的な学びに関するもの(例:グループの中で自らの意見・考えを言い合う授業)

イ 生徒主体の授業・伴走型の授業に関するもの(例:先生による一方的な学習でなく、生徒自らが考える学習)

ウ 五感を使った授業に関するもの(例:動画を見たり、実際に体験するなどする学習)

エ その他(「タブレットの活用に関するもの」など)

イ 居心地のよい学校



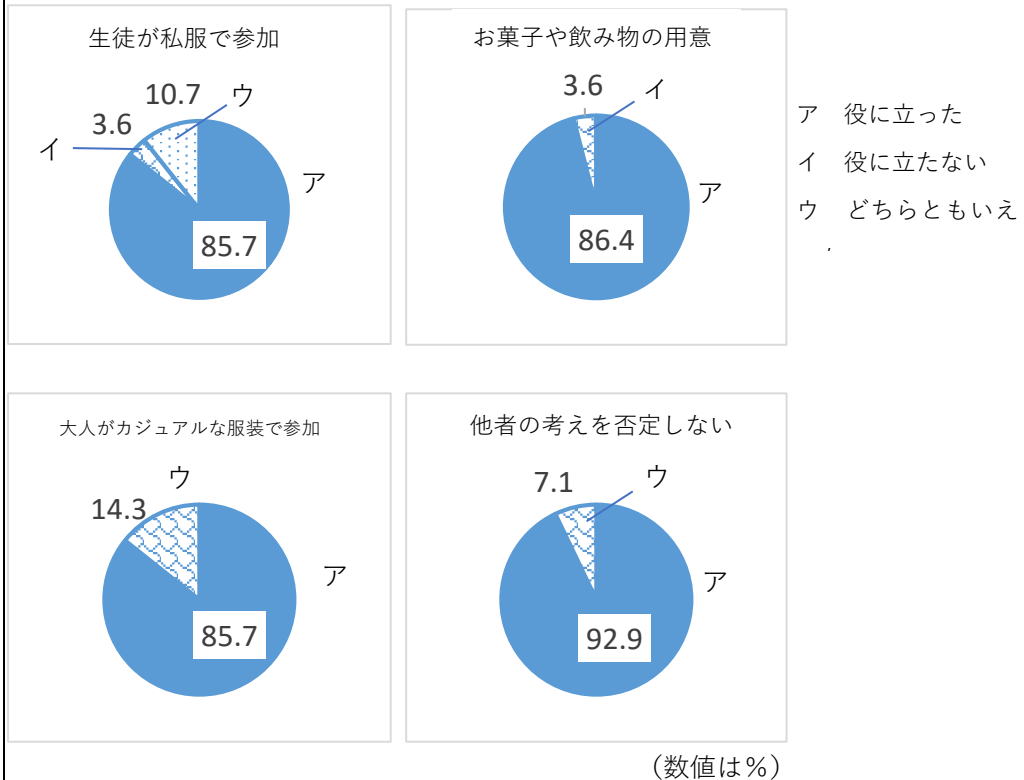
(数値は%)

ア 先生と生徒の距離に関するもの(例:先生と生徒が親しみやすい学校)

イ 悩み相談に関するもの(例:気軽に相談できる場所)

ウ 生徒の主体性に関するもの(例:自分の意見が出せる学校)

(2) リラックスして意見交換をするのに役に立った点について



【開催概要】

1 趣旨

- (1) 次期足立区教育振興ビジョン改訂案に子どもの意見を反映させるため、意見を聴取する場として位置付ける。
- (2) 開かれた教育委員会の推進の一環として、教育長及び教育委員と生徒達が直に意見交換をする場として位置付ける

2 概要

- (1) 日時：10月14日（月・祝）10：00～12：20
- (2) 場所：こども支援センターげんき 5階 研修室3
- (3) 参加者
 - ア 教育長、教育委員4人
 - イ 各区立中学校生徒会代表者34人（当日1人欠席）

(4) テーマ

- ア 学習の進め方について
 - ① 積極的・主体的に学習に取り組むことができた授業
 - ② 内容が理解しやすい授業
- イ 居心地のよい学校について

(5) 会議の進め方

- ア 5グループ×7名で実施
- イ 各テーマについて意見交換を行い、良いなと思った意見を付箋で書きだしてホワイトボードに貼付し、教育長・委員がまとめ。

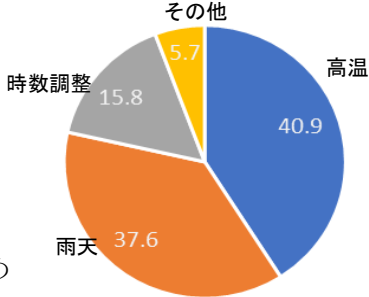
(6) その他

- ア 生徒の率直な意見を引き出すため、生徒、教育委員会側ともにカジュアルな服装で実施
- イ 気楽な雰囲気づくりのため、お菓子と飲み物を用意

※ 気楽に、自由に意見を出し合うことを目的とし、他者の意見は否定しないことをルールとした。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	「令和6年度水泳指導実施状況調査」報告について										
所管部課名	教育指導部教育指導課										
内 容	1 調査対象期間（水泳指導実施期間） 令和6年5月1日から同年9月30日まで 2 対 象 区立全小・中学校（回収率 100%） 3 水泳指導の現状 近年、連日の猛暑により熱中症アラートが発令され、各学校に設置している暑さ指数計も基準値を上回る日が非常に多くなってきている。その結果、各学校が定めた指導時数を確実に行うことができず、水泳指導の実施に影響を及ぼしている。 そこで、区内小中学校における水泳指導の実施状況について調査を実施した。 4 調査結果 小学校は1学年当たりの平均実施時数9.7単位時間に対して、平均中止時数は3.4単位時間であった。中止の理由として「高温」と「雨天」とで、全体の約8割を占めた。 一方で、中学校は水泳指導と並行して他領域の学習を進めたり、2クラス合同の授業編成にしたりするなどの工夫を行った結果、中止時数が平均0.8単位時間と小学校と比較して少なかった。 ※ 小学校の1単位時間は45分、中学校の1単位時間は50分 5 結果概要 (1) 小学校 ア 教育課程内における水泳指導 (ア) 実施時数（平均）：9.7時間 (イ) 中止時数（平均）：3.4時間 (ウ) 中止の理由内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>理由</th><th>割合（%）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温</td><td>40.9</td></tr> <tr> <td>雨天</td><td>37.6</td></tr> <tr> <td>時数調整</td><td>15.8</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5.7</td></tr> </tbody> </table> 中止の理由内訳 (小学校・教育課程内)  ※ その他の理由 ① 気温水温が低かったため ② 体力テスト実施日と重なったため ③ 鋸南自然教室と重なったため ④ 避難訓練のため ⑤ 他教科の時数確保のため ⑥ 学校公開のため ⑦ 水質不良のため	理由	割合（%）	高温	40.9	雨天	37.6	時数調整	15.8	その他	5.7
理由	割合（%）										
高温	40.9										
雨天	37.6										
時数調整	15.8										
その他	5.7										

イ 教育課程外（夏季休業日）における水泳指導

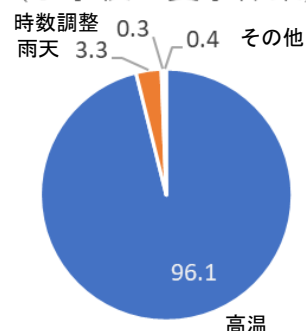
- （ア）実施校：55校／67校中
 （イ）実施回数（平均）：3.0回
 （ウ）中止回数（平均）：2.0回
 （エ）中止の理由内訳

理由	割合（％）
高温	96.1
雨天	3.3
時数調整	0.3
その他	0.4

※ その他の理由

- ① 台風接近のため

中止の理由内訳
 （小学校・夏季休業）



（２）中学校

ア 教育課程内における水泳指導

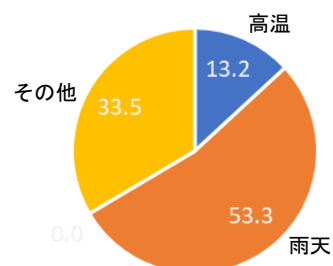
- （ア）実施時数（平均）：8.4時間
 （イ）中止時数（平均）：0.8時間
 （ウ）中止の理由内訳

理由	割合（％）
高温	13.2
雨天	53.3
時数調整	0.0
その他	33.5

※ その他の理由

- ① 濾過器の故障のため
 ② 水質検査にて大腸菌が検出されたため
 ③ 雷鳴のため
 ④ プールの故障と工事の影響のため

中止の理由内訳
 （中学校・教育課程内）



イ 教育課程外（夏季休業日）における水泳指導

- （ア）実施校：15校／35校中
 （イ）実施回数（平均）：2.6回
 （ウ）中止回数（平均）：0.1回未満

6 今後の方針

- （１）令和6年11月の定例校長会において、本アンケートの結果概要を公表する。
 （２）本アンケートの結果、各校が水泳指導開始時期及び終了時期を工夫しながら、水泳指導回数の確保をしていることが分かった。また、その日の天候等に応じて、時間割を変更するなどの対応策を講じていることも分かった。これらの好事例を校長会等で周知していく。
 （３）プールの水温管理やプールサイドの安全配慮等について、全小中学校に対して指導・助言を行っていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件名	スクールロイヤー法律相談の実施状況と周知について						
所管部課名	教育指導部教育指導課						
内 容	1 スクールロイヤー相談の実施状況について						
	(1) 相談月別 (令和6年10月11日時点)						
	月別	小学校	中学校	事務局	相談数計	相談枠数	相談数/相談枠
	4	2	2	2	6	12	50%
	5	4	4		8	12	67%
	6	1	1	3	5	12	42%
	7	2		1	3	12	25%
	8		2		2	12	17%
	9				0	12	0%
	10	1	4	2	7	12	58%
合計	10	13	8	31	84	37%	
※ 開始当初は、従前から持ち越していた課題の相談が集中した。							
※ 相談には学校管理職の他、担任や生活指導担当も同席している。							
※ 「事務局」は、教育指導課ほか教育委員会事務局各課からの相談							
(2) 相談事由別 (令和6年10月11日時点)							
	保護者対応	児童・生徒対応	近隣対応	業者対応	教員への対応	その他	合 計
小学校	5	3	1		1		10
中学校	8	1	2	1	1		13
事務局		1				7	8
合計	13	5	3	1	2	7	31
※ 「その他」の例：情報開示請求への対応、講師との契約に係る相談							
(3) 相談内容と弁護士の助言の例							
相談内容				弁護士の助言			
保護者からの、繰り返しのクレームへの対応 (7件)				基本は法令と国や都の指針、専門家の意見に則り、できる、できない、を明確にして対応する。 それでも繰り返す場合、文書を出して、その後は「以前に回答した通り」とする方針も検討。			

学校外での児童生徒・保護者間トラブルで、学校が仲裁を求められている（４件）	校外での出来事を校内で処理することは不適切。学校を話し合いの場としたり、話し合いに立ち会うべきではない。
近隣からの「騒音だ」とする苦情（２件）	必要に応じて音量を測り、開かれた学校づくり協議会等とも連携して近隣の理解を求めていく。 一定の時点でクレーマーとしての対応に切り替えることも検討。
（４）相談後の状況 ア 相談には、今年度から教育指導課で採用したＳＷＡ（ソーシャルワークアドバイザー）も同席している。弁護士から専門医の意見を聴くよう助言され、ＳＷＡが校長に医師を紹介して面談に同行した事例、ＳＷＡが学校のカウンセラーに弁護士の助言内容を伝え教員の支援を依頼した事例等、学校課題の解決に向けた新たな支援の流れができています。 イ スクールロイヤー相談後、弁護士事務所で詳細な相談を行った事例が５件、保護者に交付する文書のチェックを依頼した事例が４件等、一過性の相談ではなく、課題解決まで継続して学校を支援する対応が図られている。 ウ 令和６年７月に、スクールロイヤー相談を担当する弁護士が小中学校校長会の自主研修に招かれ、実際の相談内容を踏まえた講演を行った。	
２ スクールロイヤー制度の周知について	
（１）校務支援システム（Ｃ４ｔｈ）文書連絡での周知	
令和６年３月に上半期分、９月に下半期分の相談実施日を小中学校に周知した。また、毎月月末に、翌月の相談日を学校に周知し、利用を呼び掛けている。	
（２）校務支援システム（Ｃ４ｔｈ）の掲示板への掲載	
全ての教員が閲覧可能な、校務支援システムの掲示板に制度の案内を掲載し、周知を図った。	
（３）全教員配付用相談カードへの記載	
教員が心の悩みを抱え込まず、関係機関に相談できるよう、学校支援課で作成している相談カード「ひとりで悩まないで・・・」にスクールロイヤー制度を追記し、令和６年６月に全ての教員に配布した。	
３ 文部科学省委託事業 「行政による学校問題解決の為の支援体制の構築に向けたモデル事業」について	

(1) 制度の概要

指導主事に加え、学校長OB、弁護士等の専門家チームを組織し、保護者対応など学校の抱える課題解決を支援する取組である。

当区は6年度からスクールロイヤーと、SWA（ソーシャルワークアドバイザー）を配したことで文科省の事業委託を受け、弁護士費用等の一部が助成される見込み。

(2) 事業委託費の内訳

補助対象の経費	歳出予算額	歳入予算額	補助率
スクールロイヤー弁護士費用	1,584,000	1,584,000	100%
学校長OB1名の雇用経費	2,594,000	1,268,000	49%
旅費、講師謝礼	30,000	30,000	100%
合 計	4,208,000	2,882,000	68%

※ 学校長OBの主な職務内容は、以下のとおり。

- ① 学校経営全般に対する助言
- ② 学校を訪問して校長教員に対して保護者対応等の助言
- ③ 課題のある学級・生徒の行動観察
- ④ いじめ等の電話相談対応

※ ソーシャルワーク・アドバイザーの雇用経費は、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金で50%補助される。

4 今後の方針

(1) 相談した学校長や弁護士の意見を聴き、また、他の自治体との情報交換を継続し、より利用しやすい制度設計を進めていく。

(2) 相談事例を集約し、保護者対応や児童・生徒対応で肝要な事項を小中学校に周知し、課題の早期解決、未然防止を図っていく。

(参考) 相談の実施日、時間

毎月3回、木曜日に実施（区長部局の法律相談と同日に実施）。

時間は原則16時10分から18時10分までだが、学校、弁護士のスケジュールに応じて柔軟に対応している。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	登校サポーターの従事時間変更について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	登校サポーターの「別室登校支援」における1校あたりの登校サポーター1従事時間の上限を、12月1日から以下のとおり変更する。 1 上限時間の変更 従 来) 週3回かつ1回3時間（最大9時間） 変更後) 週15時間 ※ これにより、一日6時間の開室や毎日3時間の開室など、各学校の事情に応じて登校サポーターを柔軟に配置してもらい、不登校の未然防止効果をあげていく。 2 変更理由 (1) 学校からの要望 学校からは毎日（週5日間）別室を開室したいとの要望が寄せられていた。 (2) 登校サポーターからの意見 7月24日実施の登校サポーター連絡会で、上限の変更についてサポーターからの意見があった。 (3) 上限変更による予算措置 上限変更により増となる登校サポーターの報酬総額について、約500万円の増と見込み、財政課及び人事課と協議し、現行予算内で対応する（補正予算編成なし）。 3 今後の方針 12月1日からの適用に向けて、以下のとおり進める。 (1) 「足立区登校サポーター派遣事業実施要綱」の改正 改正案について、総務課法務係に審査依頼中 (2) マニュアル改正 「登校サポーター手引き（登校サポーター用）」及び「足立区登校サポーター事業マニュアル（学校用）」について、改正作業中 (3) 登校サポーターへの周知 11月中に「登校サポーター通信」にて周知予定 (4) 各学校への周知 校長会を通じて周知する。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	千寿常東小学校施設更新設計等業務委託プロポーザル選定委員会の実施について													
所管部課名	学校運営部学校施設管理課													
内 容	千寿常東小学校施設更新設計等業務委託プロポーザル選定委員会の実施について、以下のとおり報告する。 1 業務名 千寿常東小学校施設更新に伴う設計等業務委託 2 業務目的、内容 (1) 業務目的 千寿常東小学校の老朽化に伴う改築 (2) 内容 基本構想、基本計画、基本設計 3 業務委託期間 令和7年8月から令和9年3月まで（予定） 4 選定委員会委員構成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>委員区分</th><th>人数</th><th>役職等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験者</td><td>2名</td><td>大学教授等</td></tr> <tr> <td>区 民</td><td>2名</td><td>まちづくりカウンセラー等</td></tr> <tr> <td>区職員</td><td>1名</td><td></td></tr> </tbody> </table> 5 今後のスケジュール（案） (1) 令和7年1月 第1回選定委員会（公募要領確認） (2) 令和7年4月 第2回選定委員会（参加表明書審査） (3) 令和7年6月 第3回選定委員会（提案書審査） (4) 令和7年7月 第4回選定委員会（ヒアリング審査） 委託事業者決定		委員区分	人数	役職等	学識経験者	2名	大学教授等	区 民	2名	まちづくりカウンセラー等	区職員	1名	
委員区分	人数	役職等												
学識経験者	2名	大学教授等												
区 民	2名	まちづくりカウンセラー等												
区職員	1名													

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	通学路安全マップの完成及び配付について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	これまで、各校が独自に作成していた通学路安全マップの様式標準化版が完成したため、報告する。 1 作成経緯 学校によって情報量や見やすさに差があったため、様式を統一化した。また、電子データ化することにより、児童と保護者が通学路における危険情報を等しく、かつ容易に確認できるようにした。 2 概要 (1) 表示内容 通学路に加え、各学校から集約した交通・犯罪・災害の各危険箇所情報を、地図データ（PDFファイル）上にアイコンで表示。 (2) 操作 地図上のアイコンをクリックもしくはタップすることにより、さらに詳しい情報をコメントで表示させる。 3 完成イメージ P 6 5 参照 4 配付 校長会を通して依頼した上で、各小学校へマップデータを送付し以下の方法等により保護者へ配付を行う。なお、原則として紙での配付は行わず、スマートフォン等で確認できるようにする。 (1) 新入学予定者 通学の練習や危険箇所の把握に活用できるよう、入学前に「C 4 t h ホーム&スクール」（保護者への情報配信システム）を通じて配信する。 (2) 在校生 学校から「C 4 t h ホーム&スクール」を通じて配信する。 (3) その他 「C 4 t h ホーム&スクール」を使用していない保護者に対しては、各学校と検討の上、適した方法にて配付を行う。

	5 今後・課題 (1) マップデータの更新 各学校へ危険箇所情報の更新を依頼し、学務課が情報を集約した上で、一括してマップデータの更新を行う（更新時期は毎年度当初を想定）。 (2) 課題 マップの全面的な公開の可否については、通学路や防犯に係る危険箇所情報を公開すると犯罪の誘因となる懸念があるため、警察や校長会等へ意見聴取した上で、慎重に判断する。
--	---

マップ全体 イメージ

- ・通学路は緑色の線で表示。
- ・危険箇所は「交通」「犯罪」「災害」の3種類を色分けで表示。



スマートフォン で表示したイメージ

- ・閲覧したい箇所を拡大表示することが可能。
- ・危険箇所のアイコンをタップすると、画面下部に内容が表示される。



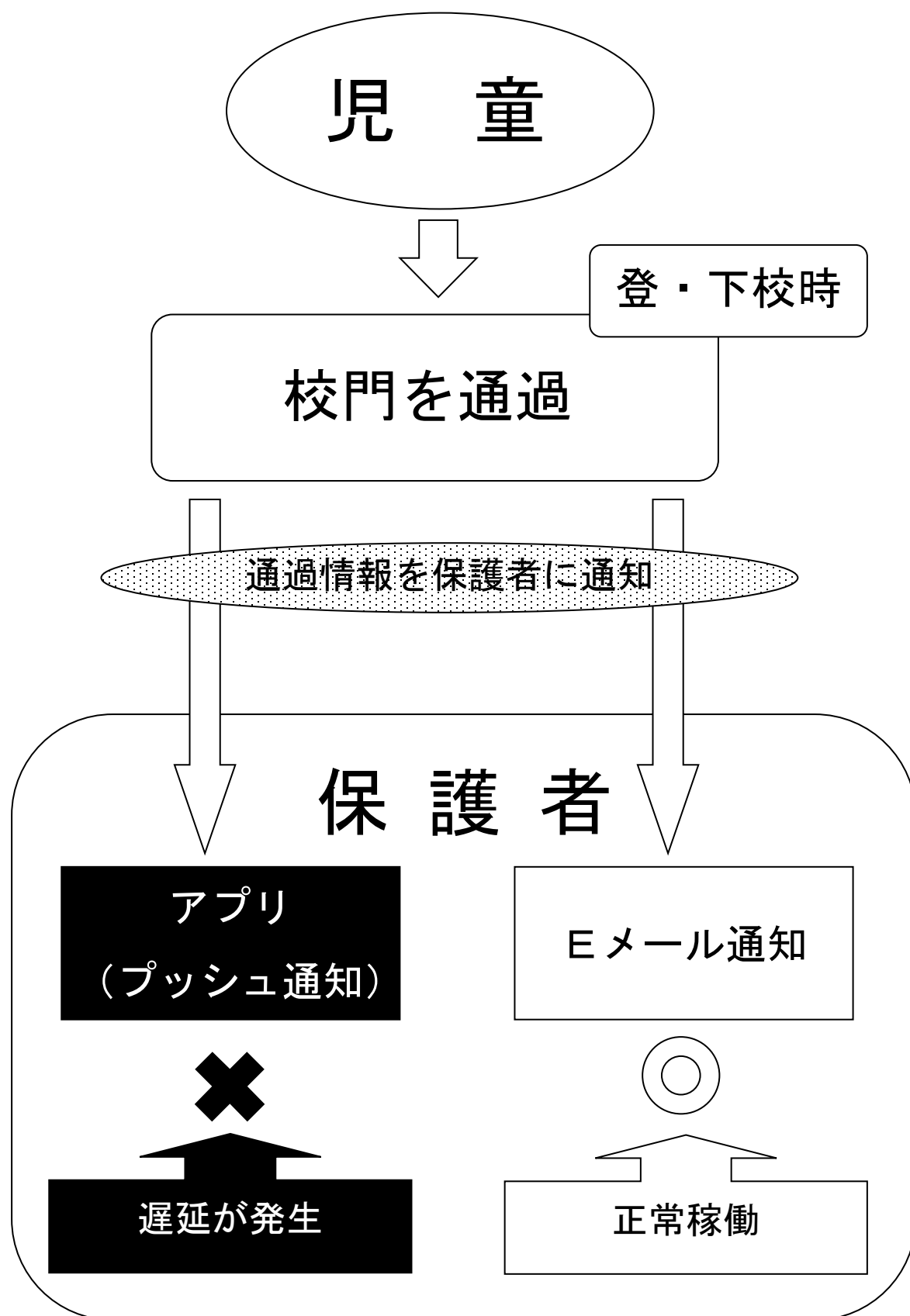
教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	登下校通知メールシステム「ミマモルメ」のシステム障害について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	区内全小学校（67校）にて導入している登下校通知メールシステム「ミマモルメ」に発生したシステム障害について、これを報告する。 1 事業者 (1) アイテック阪急阪神株式会社（代理店） (2) 株式会社ミマモルメ（サービス提供者） 2 障害の概要 (1) 発生日時 令和6年10月1日（火）の早朝から10月2日（水）の15時30分頃にかけて発生。 (2) 障害の事象 登下校通知メールシステム「ミマモルメ」のアプリにおいて「登下校門の通過通知」及び「通過履歴の情報反映」に、最大5時間程度の遅延が発生した。 (3) 障害の影響範囲 「ミマモルメ」アプリにおけるプッシュ通知に遅延が発生した。 ※ メールアドレスへの通知配信には遅延は発生していない。 (4) 障害発生の原因 データベースサーバの更新作業後、急激に負荷が上昇したため。負荷上昇の理由は「学校管理者サイトの下書きメール検索機能」（足立区は使用していない）にあることが判明。 ただし、当該機能がどのように障害を生じさせたか、については現在も分析中である。 (5) 現状 データベースサーバを更新作業前の状況に戻したことで、システムは安定稼働している。 3 今後の再発防止策について 再発防止のため、事業者に対し以下の対応を求めた。今後は事業者と連携し、安全安心に資するサービスを提供していく。 (1) 障害を発生させた「学校管理者サイトの下書きメール検索機能」がどのように障害を生じさせたか、について検証実施する（株式会

	社ミマホルメ)。 (2) システム更新時や機器更新時における事前検証項目の見直しを行う (株式会社ミマホルメ)。 (3) 保護者や学校への連絡が先行し、区への連絡が遅れたことから、区、代理店、サービス提供者の三者間での障害発生時の連絡体制を再構築 (アイテック阪急阪神株式会社) する。 4 障害発生から復旧までの経緯 10月1日 (火) 8時00分 登校時間帯にデータベースサーバの負荷が急激に上昇、通知等の機能に1時間程度の遅延が発生 (足立区は都民の日のため影響なし)。 8時20分 (株) ミマホルメのホームページに障害発生について情報を掲載。 18時30分 ミマホルメ利用中の全ての保護者に対し、Eメールにて障害に係る情報の報告を開始。 10月2日 (水) 8時00分 登校時間帯にデータベースサーバの負荷が急激に上昇、通知等の機能に最大5時間程度の遅延が発生 11時25分 ミマホルメを導入している国内全ての学校宛に対し、FAXにて障害に係る情報の報告を開始。 13時00分 ミマホルメ利用中の全ての保護者に対し、Eメールにて障害に係る情報の報告を開始。 15時30分 遅延解消を確認。 10月3日 (木) 8時00分 登校時間帯での安定稼働を確認。 11時50分 ミマホルメを導入している国内全ての学校宛に対し、FAXにて復旧報告を開始。 12時20分 ミマホルメ利用中の全ての保護者に対し、Eメールにて復旧報告を開始。
--	---

登下校通知メールシステム「ミマモルメ」サービスの流れと障害について



教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	令和6年度貧血・小児生活習慣病予防健診の実施について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	令和6年度の貧血・小児生活習慣病予防健診の実施について、次のとおり報告する。 1 健診の目的 足立区では、生活習慣病リスクのひとつである肥満傾向の割合が全国や東京都の平均値よりも高いため、健診により、早期から自らの健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけることを目的としている。 2 健診内容 計測（肥満度）、血圧測定、採血（総コレステロール、HDL コレステロール、LDL コレステロール、ヘモグロビン A1c) 3 対象者 (1) 中学生 ア 中学2年生 イ 中学3年生（前年度の健診で要医学的管理、要経過観察、ヘモグロビン A1c5.6%以上と判定された者） (2) 小学生 ア 小学5年生（令和6年度から新たに全校で実施） ※ 特に、定期健康診断の身体測定で肥満傾向又は痩せの計測結果であった者については、養護教諭から受診勧奨を行う。 イ 小学6年生（令和5年度のモデル実施5校の健診で、要医学的管理、要経過観察、ヘモグロビン A1c5.6%以上と判定された者） 4 健診日時・場所 (1) 中学生 9月下旬から11月初旬まで 各学校で実施 ※ 追加健診(欠席者対象) 令和6年11月16日（土）午後 学びピア21 (2) 小学生 令和7年1月11日（土）午前 足立区勤労福祉会館 令和7年1月15日（水）午後 梅田地域学習センター 令和7年1月25日（土）午前・午後 梅田地域学習センター

5 生活習慣病予防の取組

児童・生徒への指導のほか、家庭でも取り組めるよう保護者に対する啓発を実施する。

(1) 事前指導・事後指導（中学生対象）

健診対象の生徒に養護教諭が事前指導を行う。また、健診で所見があった生徒に対して事後指導を行うとともに、要医学的管理の所見があった場合は、医療機関への受診勧奨を行っている。

(2) 出前教室（小学生対象）

令和6年度からは新たに、希望する小学校へ区保健師と栄養士が学校を訪問し、4年生から6年生までを対象に、からだによい生活習慣のきっかけづくりの授業を行っている。

(3) 講演会・個別相談会（P 7 1 参照）

健診対象の児童・生徒及びその保護者等に対し、専門医による講演会及び医師・栄養士による個別相談を実施する。

令和6年12月21日（土）午後1時から 足立区庁舎ホール

高血圧

メタボ

貧血

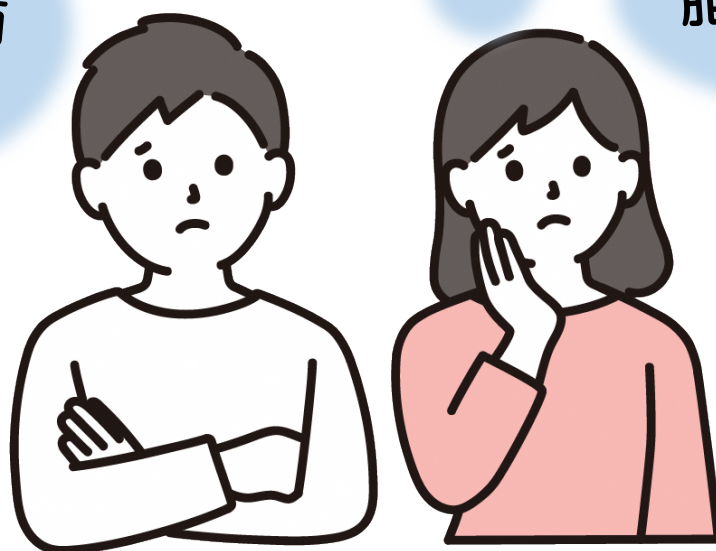
子どもだってあるんです



小児生活習慣病
予防講演会

糖尿病

脂質異常症



参加無料
要申込

子どものうちに、良い生活習慣を身につけることで、将来の健康リスクを減らすことができます。
特に、今回の健診で所見のあった方は、是非ご参加ください。

日時：令和6年12月21日（土）

13:00～14:20（受付12:30～）

場所：足立区役所 庁舎ホール（足立区中央本町1-17-1）

講師：東京女子医科大学附属足立医療センター
小児科准教授 松岡 尚史先生

申込：申し込みフォームより

申込期限：令和6年12月12日（木）



＜アクセス＞

梅島駅より徒歩12分



主催：足立区医師会、足立区教育委員会

問い合わせ：学務課学校保健係

電話：3880-5971

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	おいしい給食事業のPRについて
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	おいしい給食事業について、民間企業と協働して区内及び区外にPRを行う。 1 おいしい給食レシピ本の発行 株式会社主婦の友社が、足立区の学校給食を家庭用にアレンジしたレシピ本を発行する。学務課栄養士及び学校栄養士がレシピ作成にアドバイスを行った。 (1) 事業者名 株式会社主婦の友社 (2) 所在地 品川区上大崎三丁目1番1号 (3) 判型 B5版、96ページ、オールカラー (4) 発売日（予定） 令和6年12月13日（金） 2 ミールキットの開発発売 ミールキットを販売している区内事業者が、足立区で人気のある学校給食メニューを参考にしたミールキットを開発し発売する。学務課栄養士がメニュー選定などアドバイスを行った。 (1) 事業者名 楽彩株式会社 (2) 所在地 足立区六町四丁目12番12号 (3) 発売予定ミールキット ア ねぎ塩豚丼&小松菜とわかめの和え物 イ チキンチキンごぼう&小松菜のごはんとサラダ (4) 発売日（予定） 令和6年11月下旬 3 今後について 民間企業との協働も含めて、おいしい給食事業のPRを行っていく。

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件 名	令和6年10月1日の保育所等利用待機児童の状況について							
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課							
内 容	1 令和6年10月1日現在待機児童数 74人							
	(単位：人)							
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
	申込者数【A】 (継続利用児含む)		1,721	2,480	2,577	2,470	5,140	14,388
	保育施設 設在 園児 数	認可保育所	978	1,987	2,254	2,383	4,921	12,523
		認定こども園	－	33	39	74	192	338
		小規模保育	109	154	137	－	－	400
		家庭的保育	62	122	98	－	－	282
		公設認可外	6	17	18	11	22	74
	保育施設在園児数 合 計【B】		1,155	2,313	2,546	2,468	5,135	13,617
	から 国定 義に よ り 除 外 し た 待 機 児 童 数	認証保育所利用	12	11	2	0	0	25
		幼稚園利用	－	－	0	1	0	1
		企業主導型保育利用	2	3	0	0	0	5
		育児休業※1	395	83	11	－	－	489
		私的理由※2	113	43	15	1	5	177
		求職活動休止	0	0	0	0	0	0
	除外した児童数 合 計【C】		522	140	28	2	5	697
	待機児童数 【A】－【B】－【C】		44	27	3	0	0	74
	※1 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合							
	※2 近隣に利用可能で空きがある保育所等があるにもかかわらず、 希望していない場合							
	2 年齢別待機児童数							
	(単位：人)							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	R5.10	37	13	0	0	0	0	50
	R6.10	44	27	3	0	0	0	74
前年比	7増	14増	3増	増減なし	増減なし	増減なし	24増	

3 地域別待機児童数

(単位：人)

待機児童数		0歳児		1歳児		2歳児	
		R5. 10	R6. 10 (増減)	R5. 10	R6. 10 (増減)	R5. 10	R6. 10 (増減)
1	千住地域	0	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)
2	綾瀬地域	※ 2	0 (-2)	※ 1	5 (4)	0	0 (0)
3	中川地域	0	0 (0)	0	4 (4)	0	0 (0)
4	佐野地域	※ 4	※ 1 (-3)	0	※ 5 (5)	0	※ 2 (2)
5	中央本町地域	0	0 (0)	0	※ 1 (1)	0	0 (0)
6	梅田地域	3	※ 2 (-1)	※ 2	0 (-2)	0	0 (0)
7	西新井・島根地域	0	6 (6)	3	0 (-3)	0	0 (0)
8	六町地域	9	13 (4)	0	※ 3 (3)	0	0 (0)
9	竹の塚地域	6	※ 9 (3)	6	5 (-1)	0	0 (0)
10	宮城・小台地域	0	0 (0)	1	0 (-1)	0	0 (0)
11	江北・扇地域	7	0 (-7)	0	※ 1 (1)	0	0 (0)
12	鹿浜地域	※ 2	※ 8 (6)	0	※ 3 (3)	0	0 (0)
13	舎人地域	※ 1	※ 5 (4)	0	0 (0)	0	※ 1 (1)
14	新田地域	3	0 (-3)	0	0 (0)	0	0 (0)
区全体		37	44 (7)	13	27 (14)	0	3 (3)

※ 地域内には空きがあるが、自宅からの距離が離れている、又は開所時間と利用時間が一致しないため、待機児童として集計

4 年齢別空き定員数

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
R5. 10	36	61	155	284	616	1,152
R6. 10	85	42	119	255	512	1,013
前年比	49 増	19 減	36 減	29 減	104 減	139 減

5 各種状況

令和6年10月1日現在の入所状況、地域別受入可能数及び待機児童数の集計方法は、資料（P 75～77）のとおり

6 今後の方針

現在実施している年度途中の待機児童対策の検証を行い、足立区待機児童解消アクション・プラン（令和6年度版）の改定を行う。

1 令和6年10月1日現在の年齢別入所状況

①特定教育・保育施設（2号認定・3号認定）

(単位：人)

		施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	管外委託（再掲）
認可保育所	公立※1	27	126	359	417	503	1,041	2,446	108	334	390	441	945	2,218	15
	公設民営	13	81	187	244	268	559	1,339	85	186	238	249	520	1,278	2
	私立※2	113	822	1,463	1,658	1,877	3,830	9,650	785	1,467	1,626	1,693	3,456	9,027	41
	小計	153	1,029	2,009	2,319	2,648	5,430	13,435	978	1,987	2,254	2,383	4,921	12,523	58
認定こども園	幼保連携型※1	2	—	16	24	32	64	136	—	14	17	20	54	105	5
	保育所型※1	1	—	13	14	15	30	72	—	13	14	15	30	72	1
	幼稚園型※2	4	—	6	19	55	125	205	—	6	8	39	108	161	0
	小計	7	0	35	57	102	219	413	0	33	39	74	192	338	6
幼稚園		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	0	3	0
合 計		160	1,029	2,044	2,376	2,750	5,649	13,848	978	2,020	2,294	2,459	5,113	12,864	64
他自治体へ委託[再掲]									3	6	11	8	36	64	
他自治体から受託[別掲]									17	33	43	57	87	237	

※1 入所抑制を反映した入所定員

※2 利用定員数（募集停止中の施設の定員を除く）

②特定地域型保育事業（3号認定）

(単位：人)

		施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	入所率
小規模保育		26	128	158	166	—	—	452	109	154	137	—	—	400	88.50%
家庭的保育※3		93	56	160	101	—	—	317	62	122	98	—	—	282	88.96%
合 計		119	184	318	267	—	—	769	171	276	235	—	—	682	88.69%
他自治体へ委託[再掲]									0	1	1	—	—	2	
他自治体から受託[別掲]									8	7	8	—	—	23	

※3 休業中の事業者の定員を除く

③認可外保育施設

(単位：人)

		施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	入所率
公設民営認可外		2	6	19	23	13	28	89	6	17	18	11	22	74	83.15%
認証保育所		33	209	314	322	83	53	981	227	318	289	53	91	978	99.69%
認証保育所(区外)		—	—	—	—	—	—	—	3	9	12	1	5	30	
企業主導型		—	—	—	—	—	—	—	37	126	108	13	14	298	
企業主導型(区外)		—	—	—	—	—	—	—	0	7	4	0	0	11	
事業所内保育(区外)		—	—	—	—	—	—	—	1	2	1	0	0	4	
合 計		35	215	333	345	96	81	1,070	274	479	432	78	132	1,395	

2 ブロック別定員受入可能数

(単位：人)

	保育施設空き状況 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、 区立認可外保育所、認証保育所)						受入 可能数
	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1ブロック (千住地域)	39	44	17	31	28	93	213
2ブロック (綾瀬地域)	24	16	0	9	22	61	108
3ブロック (中川地域)	11	0	0	2	7	3	12
4ブロック (佐野地域)	25	2	1	3	32	62	100
5ブロック (中央本町地域)	27	3	7	9	12	22	53
6ブロック (梅田地域)	35	8	3	3	32	49	95
7ブロック (西新井・島根地域)	13	0	0	5	9	24	38
8ブロック (六町地域)	30	0	2	5	18	29	54
9ブロック (竹の塚地域)	32	1	0	6	18	21	46
10ブロック (宮城・小台地域)	4	4	1	6	21	38	70
11ブロック (江北・扇地域)	21	2	2	16	10	31	61
12ブロック (鹿浜地域)	26	2	1	12	25	37	77
13ブロック (舎人地域)	19	2	1	2	10	16	31
14ブロック (新田地域)	8	1	7	10	11	26	55
合 計	314	85	42	119	255	512	1,013

※ 「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す

※ 認証保育所以外は、令和6年11月入園分の募集人数

【参考】施設種別ごと受入可能数

(単位：人)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	153	62	22	54	235	479	852
認定こども園	7	—	3	10	16	27	56
小規模保育	26	14	1	25	—	—	40
家庭的保育	93	7	11	6	—	—	24
区立認可外	2	0	2	5	2	6	15
認証保育所	33	2	3	19	2	0	26
合 計	314	85	42	119	255	512	1,013

【参考】待機児童数の集計方法

(単位：人)

項 目	令和5年 10月1日	令和6年 10月1日
1 不承諾児童数(転園申請・取り下げ等を除いた数) …A	762	771
2 待機児童数に含めない児童 …B [(1)+(2)+(3)+(4)]	712	697
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	70	31
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合、 または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	468	489
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合 (ア+イ+ウ)	169	177
ア 保育施設利用申込書に第1希望の施設のみ記入している	94	97
イ 管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ 自宅の近く(概ね半径1km以内)に利用可能で空きがある「認可保育 所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」 または、「認証保育所」があるが希望していない	75	80
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	5	0
3 待機児童数 …C [A-B]	50	74

教 育 委 員 会 報 告

令和6年11月12日

件名	国によるこども誰でも通園制度の概要について		
所管部課名	子ども家庭部 保育・入園課 子ども家庭部 私立保育園課、幼稚園・地域保育課		
内 容	1 制度概要 令和8年度から始まる本制度の概要は、次のとおりである。 (1) 対象者は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない児童 (2) 保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等の利用が可能 (3) 利用予約システムやデータ管理システムは、こども家庭庁が整備する。 ※ 制度の詳細は、令和6年6月26日に実施された国の検討会資料（P79）を参照		
	2 【参考】関連施策との比較		
		【都事業】多様な他者との関わり の機会の創出事業 <足立区実施内容>	【国事業】乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
	事業 開始年度	令和6年度	令和8年度
	施策の 目的	1 多様な他者との関わりの中での 様々な体験や経験を通じて、 子どもの健やかな成長を図る。 2 子育て家庭の孤立防止や育児 不安軽減等の子育て支援	1 子どもの良質な生育環境の 整備と子育て家庭の支援強化 2 利用状況から支援が必要な 家庭を自治体が把握
	対象 児童	保育所、幼稚園、認定こども園等 を利用していない、年度当初年齢 が2歳の児童（※1）	保育所、幼稚園、認定こども園等 を利用していない、0歳6か月か ら満3歳未満の児童
	実施 施設	私立幼稚園（※2）	認可保育所、小規模保育、 家庭的保育、私立幼稚園
	保育料	上限44,000円／月の補助あり	未定
	区負担 割合	なし（都補助10/10）	未定
	※1 都対象事業の年齢は0～2歳児 ※2 都対象事業は私立幼稚園のほか、認可保育所等も対象		
3 今後について (1) こども家庭庁が令和7年度中に、認定申請の手続、給付費の支給に関する事項等を定める予定 (2) こども家庭庁の通知を受けて、区は令和8年度までに条例改正の手続や、実施事業所の認可手続等、必要な事業スキームを検討する。			

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

こども誰でも通園制度の
制度化、本格実施に向け
た検討会（第1回）資料

制度概要

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※1）を規定。
（※1）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
 - 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。
 - 利用対象者は、満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者（※2）とし、月一定時間までの利用可能枠（※3）の中で利用が可能。
（※2）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
（※3）市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
 - 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。
（※4）国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）
- 等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

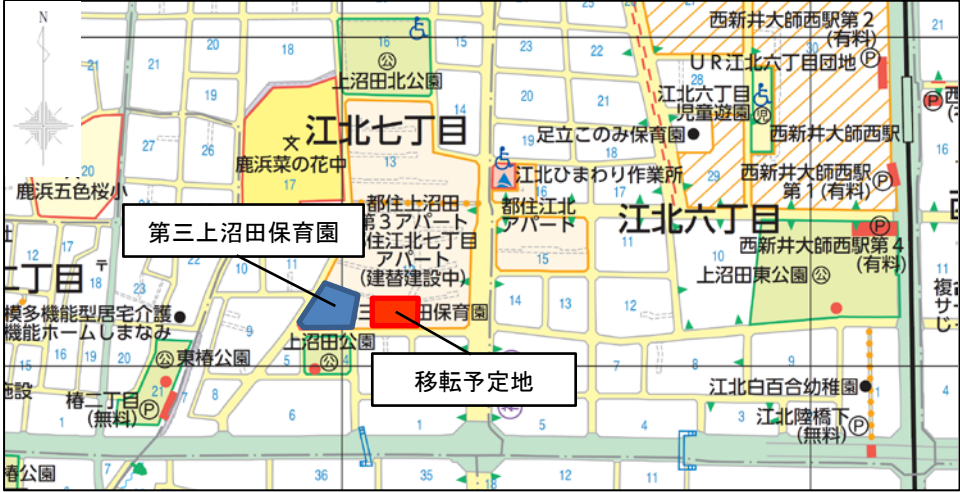
- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	第三上沼田保育園建設事業に伴う基本設計書について
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内 容	第三上沼田保育園建設事業に伴う基本設計書【別添資料 2】について、以下のとおり報告する。 1 基本方針・基本計画の概要 (1) 保育園単独の園舎として整備 現在は都営住宅の 1 階部分で園を運営しているが、改築にあたっては、都営住宅の創出用地に保育園単独の園舎を整備する。  (2) 新基準に合った園舎設計 平成 2 7 年度から保育室の面積の算定方法が変更になったことを受けて、新基準に合った面積を確保する。 (3) 災害への対応 垂直避難できるように 3 階建てとし、受変電設備を屋上に、物品倉庫を 3 階に設けることで、避難ができる機能を維持する。 (4) 将来を見据えた園舎設計 施設再編を見据えて定員を増員できるようにするとともに、病後児保育など多角化する保育ニーズに対応できる設備を整える。

2 施設概要

	旧園舎 (都営住宅1階)							新園舎 (単独施設)						
構造	鉄筋コンクリート造							鉄骨造						
階数	地上5階建て1階部分							地上3階						
敷地面積	1808.2 m ²							1375.31 m ²						
延床面積	約436 m ²							約1,320 m ²						
園庭面積	約1,300 m ²							約300 m ²						
年齢別 定員数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	全体	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	全体
	-	9	15	21	22	23	90	10	12	16	24	24	24	110

※ 園庭が狭くなったのは、熱中症対策で室内遊びを充実させるため、園舎内にゆとりを持たせている。

※ 旧園舎跡地に広場ができるため、涼しい時期は広場を活用して外遊びを充実させる。

3 今後の予定

令和6年12月

補正予算計上（工事費）

令和7年3月～令和9年1月

新園舎新築工事

令和9年2月

引越し・新園舎供用開始

教 育 委 員 会 報 告

令和 6 年 1 1 月 1 2 日

件 名	小学校内学童保育室の整備について																																				
所管部課名	子ども家庭部学童保育課																																				
内 容	令和 7 年 4 月開設の民設学童保育室の整備状況を踏まえ、令和 6 年小学校内施設を活用した学童保育室の整備方針について報告する。 1 小学校内への整備 (1) 既存の学童保育室の定員拡大 既に小学校内で学童保育室を運営している事業者（指定管理）と協議し、小学校内施設を活用し現行の定員を拡大する。 (2) 小学校内への学童保育室の新設 ※1 近隣学童保育室の閉室に伴い、新たに小学校内施設を活用し、学童保育室を新設する。 ※1 令和 6 年第 4 回足立区議会定例会において、「足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例」議案が可決された場合に、整備を実施する。 【今後の整備方針】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備方針</th><th>小学校名</th><th>現定員</th><th>R7 定員 (増分)</th><th>一人当たり 面積 ※2</th><th>R7 申請数 (見込み)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">定員拡大</td><td>綾瀬小</td><td>165</td><td>205 (+40)</td><td>1.75 m²</td><td>約 200</td></tr> <tr> <td>千寿小</td><td>55</td><td>105 (+50)</td><td>1.87 m²</td><td>約 100</td></tr> <tr> <td>江北小</td><td>55</td><td>105 (+50)</td><td>1.86 m²</td><td>約 100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">新設</td><td>栗島小</td><td rowspan="2"></td><td>40 (+40)</td><td>1.75 m²</td><td>約 40</td></tr> <tr> <td>古千谷小</td><td>50 (+50)</td><td>未定</td><td>約 50</td></tr> </tbody> </table> ※2 国の基準では、一人当たりの面積が 1.65 m²以上となっている。 2 今後の予定 (1) 小学校、事業者との連絡調整 学校施設の利用にあたり、①セキュリティ対策、②学校内での動線、③運用上の課題等、想定される事項を整理し、小学校及び事業者と逐一調整を行う。 (2) 保護者への周知 保護者に対して、小学校内学童保育室を周知し、入室申請方法等について丁寧に説明していく。					整備方針	小学校名	現定員	R7 定員 (増分)	一人当たり 面積 ※2	R7 申請数 (見込み)	定員拡大	綾瀬小	165	205 (+40)	1.75 m ²	約 200	千寿小	55	105 (+50)	1.87 m ²	約 100	江北小	55	105 (+50)	1.86 m ²	約 100	新設	栗島小		40 (+40)	1.75 m ²	約 40	古千谷小	50 (+50)	未定	約 50
整備方針	小学校名	現定員	R7 定員 (増分)	一人当たり 面積 ※2	R7 申請数 (見込み)																																
定員拡大	綾瀬小	165	205 (+40)	1.75 m ²	約 200																																
	千寿小	55	105 (+50)	1.87 m ²	約 100																																
	江北小	55	105 (+50)	1.86 m ²	約 100																																
新設	栗島小		40 (+40)	1.75 m ²	約 40																																
	古千谷小		50 (+50)	未定	約 50																																

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年11月12日

件 名	「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」第3回目の実施結果について
所管部課名	こども支援センターげんき教育相談課
内 容	不登校の子をもつ保護者同士の語り合いの機会をさらに充実させるため、「不登校の子をもつ保護者のための講演会・交流会」を開催している。 ついては、第3回目の実施結果について情報提供する。 1 目的、対象者等 (1) 目的 不登校児童・生徒に対する保護者の理解を深め、保護者同士の交流を図る。 (2) 対象者 不登校の子をもつ保護者 主に、小・中学生の保護者（高校生の保護者も参加可） (3) 定員 100人程度（オンライン受講者を含む。会場での参加者は50人まで） ※ 講演会のみオンライン受講可 2 第3回目の実施結果について (1) 実施日時 令和6年10月27日（日）13時30分～16時20分 (2) 会場 東京みらい中学校 4階 (3) 参加人数 ア 講演会 合計58人 【内訳】会場32人、オンライン26人 イ 交流会 合計21人 (4) 内容 ア 講演会 (ア) 講師：伊藤 亜矢子氏（学習院大学教授、臨床心理士） (イ) 講演：不登校の子どもの気持ちに気がつくヒント ～進路について考える編～ イ 保護者交流会 各グループの進行役として東京みらい中学校の養護教諭、SC、SSWも参加

(5) 参加者の主な意見

ア 進路についてまずは親が情報収集しておき、子どもの気持ちが上向くタイミングを待つことが大事との話に、今は我慢の時期なんだと改めて思った。もっと情報収集を頑張ろうと思う。

イ 親自身も学校行事等に参加することもなく情報が不足していたので、今回情報収集したいと思い、初めて参加した。収集したものを子どもに提供するタイミングも重要と知り、目から鱗だった。

ウ 講演会では、不登校の特に初期段階の対応方法について、いろいろな具体例を教えてもらえると良かった。

エ 少人数での交流会は話しやすく、気持ちの共感や、塾などの情報共有ができた。話すことで心が軽くなった。

3 今後の方針

今回が三幸学園との初めての共同開催であった。来年度の開催方法等について、三幸学園担当者と協議を進めていく。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年11月12日

件 名	「奨学金・教育ローン説明会」の開催結果について
所管部課名	学校運営部学務課
内 容	「奨学金・教育ローン説明会」を以下のとおり開催したので、その開催結果を情報提供する。 1 開催日時・会場等 (1) 開催日時 令和6年10月27日（日）10時00分～11時50分 (2) 会場 こども支援センターげんき 研修室3 (3) 開催目的 教育費の負担と奨学金返済の不安などを軽減する。 (4) 対象者 区内在住で、大学などへの進学を検討している中学・高校生とその保護者 (5) 定員 100人程度 2 開催結果 (1) 参加人数 73人 (2) 講演内容 ア 奨学金等の進学資金について（講師：NPO法人 若者の進学応援プロジェクト代表理事 石矢 正幸氏） イ 教育ローンについて（講師：足立成和信用金庫西新井地域生活応援プラザ副所長 鈴木 伸一氏） ウ 足立区の奨学金制度について（説明者：足立区） (3) 参加者の主な意見 ア 具体的な説明がわかりやすかった。勉強になった。 イ 高2の段階で話が聞けて良かった。早めの検討が重要だと知った。 ウ 内容が複雑で、一度で把握しきれなかった。 エ 年2回、開催してほしい。 3 今後の方針 (1) 説明会の開催時期や回数について、よりニーズに沿えるよう検討する。 (2) 類似事業で区内高校に奨学金アドバイザーを派遣する事業を実施しているが、利用者は少なく、このような説明会の方がニーズが高いことがわかったため、アドバイザー派遣事業の本説明会への事業統合を検討する。

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年11月12日

件 名	令和6年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」の実施結果について
所管部課名	学校運営部青少年課
内 容	令和6年度「足立区民ふれあい計算フェスティバル」を開催したので、結果を報告する。 1 日時 令和6年11月10日（日） (1) 午前の部（親子大会） 午前9時30分から正午まで (2) 午後の部（シニア大会、オープン大会） 午後1時から午後3時まで 2 会場 足立区役所庁舎ホール 3 主催・共催 (1) 主催 足立区珠算教育振興会 (2) 共催 足立区教育委員会 4 対象 区内在住・在勤・在学の方 5 当日参加者数 (1) 親子大会 160人（228人） (2) シニア大会 25人（29人） (3) オープン大会 47人（116人） ※ （）内は昨年度の参加者数

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年11月12日

件 名	令和6年度「あだち子ども将棋大会」の実施について						
所管部課名	学校運営部青少年課						
内 容	令和6年度「あだち子ども将棋大会」を以下のとおり開催する。 1 事業概要 (1) 日時 令和7年1月19日（日） 午前8時30分開会（午後0時20分終了予定） (2) 会場 千寿本町小学校体育館 (3) 対象 区内在住・在学の小学生 2 主催・運営協力 (1) 主催 足立区教育委員会 (2) 運営協力 公益社団法人日本将棋連盟 3 今後のスケジュール <table border="0"> <tr> <td>令和6年11月20日（水）</td><td>申込締切</td></tr> <tr> <td>令和7年 1月上旬頃</td><td>参加者への資料送付</td></tr> <tr> <td>令和7年 1月19日（日）</td><td>令和6年度あだち子ども将棋大会</td></tr> </table>	令和6年11月20日（水）	申込締切	令和7年 1月上旬頃	参加者への資料送付	令和7年 1月19日（日）	令和6年度あだち子ども将棋大会
令和6年11月20日（水）	申込締切						
令和7年 1月上旬頃	参加者への資料送付						
令和7年 1月19日（日）	令和6年度あだち子ども将棋大会						

事業実施報告（１０月）

行事名	実施日	会場	参加数
第２５回足立凧まつり	５日（土）※雨天中止	荒川河川敷（虹の広場）	－
親子科学体験講座	６日（日）、２０（日）	ギャラクシティ	３０人
あだち日曜教室	１３日（日）	梅田地域学習センター	３０人
キャリア教育講座	１９日（土）	生涯学習センター	７人
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ事前説明会	２０日（日）	島根小学校	５５人
ジュニアリーダースーパー研修会	２７日（日）	ギャラクシティ	４５人

※ 雨天により中止であったため、１２月１日（日）にデザインコンクールを実施予定

事業実施予定（１１月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
ジュニアリーダー研修会 宿泊キャンプ（小５対象）	２日（土）～４日（月）	鋸南自然の家	６２人
親子科学体験講座	３日（日）、１６日（土）、 １７（日）	ギャラクシティ	６４人
ふれあい計算フェスティバル	１０日（日）	足立区役所庁舎ホール	２７０人
キャリア教育講座	１６日（土）	東京藝術センター	１５人
あだち日曜教室	１７日（日）	ギャラクシティ	３５人
親子体験キャンプ	２４日（日）	舎人公園キャンプ場	５０人
ジュニアリーダースーパー研修会	２４日（日）	ギャラクシティ	６０人

事業実施予定（１２月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
凧のデザインコンクール	１日（日）	西新井住区センター	１４人
あだち日曜教室	８日（日）	梅田地域学習センター	３５人
ジュニアリーダースーパー研修会	８日（日）	ギャラクシティ	６０人
親子科学体験講座	８日（日）、１４日（土）、 １５（日）	ギャラクシティ	６４人
のびのびプレイデイ	１４日（土）	帝京科学大学	１００人
ジュニアリーダー宿泊キャンプ事後研修会	１５日（日）	島根小学校	６０人
キャリア教育講座	２１日（土）	東京藝術センター	１５人
ジュニアリーダースーパー研修会	２２日（日）	舎人公園	６０人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和6年11月12日

件 名	「令和6年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」の実施結果について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	区内の私立保育園等における人材確保を支援するために、ハローワーク足立と共催で「令和6年度足立区保育のお仕事就職面接・相談会」を以下のとおり開催した。 1 内容 各保育事業者が施設の特徴や職場環境等をPRした後、個別ブースにおいて、参加者との面接・相談を実施した。 2 日時及び場所 令和6年10月8日（火） 10時～正午、13時30分～15時30分 東京芸術センター 天空劇場 3 PRの方法 あだち広報、区のホームページ、LINE、X、Facebook、ふくむすび、豆の木メールでの周知ほか 4 実施結果 (1) 出展事業者数 24事業者 (2) 参加者数 延べ 48名 5 参加者の主な感想 (1) 数園の情報を一度に集めることができ、直接、話すことができるので就職先選びにとっても参考になった。 (2) 色々な会社から話を聞く事ができとても良かった。またイベントがあったらぜひ参加したい。 (3) 直接園の方とフランクに話せる機会があると表面ではなく中身も見えて話せるので良かった。

教育委員会情報連絡

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業実施報告(10月)

行事名	実施日	会場	参加者数
あだち放課後子ども教室 「安全管理講習会」	10/1(火)	伊興地域学習センター	48 人
	10/10(木)	桜花亭	30 人
	10/17(木)	勤労福祉会館	42 人
	10/18(金)	新田地域学習センター	39 人
	10/22(火)	保塚地域学習センター	34 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「スポーツスタッキング」	10/8 (火)	東綾瀬小学校	18 人
	10/18(金)	桜花小学校	8 人
	10/28(月)	六木小学校	18 人
	10/30(水)	西新井第一小学校	30 人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 「足立区立第十四中学校 桜樟祭」	10/13(日)	第十四中学校	33 人
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 「区民体育大会開会式・スポーツカーニバル」	10/14(月・祝)	総合スポーツセンター	36 人
あだち放課後子ども教室 運営委員会	10/21(月)	区役所庁舎ホール	66 人
読み語りボイストレーニングスキルアップ講座	10/24(木)	生涯学習センター	13 人

事業実施予定(11月)

行事名	実施日	会場	予定人数
0歳からのファミリーコンサート	11/2(土)	生涯学習センター	175 人
あだち放課後子ども教室 体験プログラム 「スポーツスタッキング」	11/6(水)	新田小学校	各 15 人
	11/12(火)	花畑小学校	
	11/18(月)	六木小学校	
あだち放課後子ども教室 「安全管理講習会」	11/7(木)	梅田地域学習センター	各 30 人～ 50 人
	11/12(火)	江北地域学習センター	
	11/19(火)	興本地域学習センター	
足立ジュニア吹奏楽団 派遣演奏 「栗原北小学校 くりきたまつり 2024」	11/10(日)	栗原北小学校	38 人
小学校アウトリーチコンサート	11/14(木)	花畑第一小学校	3年生 (1 クラスごと に実施)
	11/15(金)	千寿双葉小学校	
	11/19(火)	千寿桜小学校	
	11/25(月)	花畑西小学校	
	11/29(金)	湊江第一小学校	
読み語りキャラバン in 学びピア	11/23(土・祝)	生涯学習センター	80 人